

平成26年

三重県議会定例会会議録

(3 月 5 日)
(第 7 号)

第7号
3月5日

平成26年

三重県議会定例会会議録

第 7 号

○平成26年3月5日（水曜日）

議事日程（第7号）

平成26年3月5日（水）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議案第103号から議案第121号まで並びに議提議案第1号
〔委員会付託〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第103号から議案第121号まで並びに議提議案第1号

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員	50名		
1	番	下 野	幸 助
2	番	田 中	智 也
3	番	藤 根	正 典
4	番	小 島	智 子
5	番	彦 坂	公 之
6	番	粟 野	仁 博
7	番	石 田	成 生
8	番	大久保	孝 栄

9	番	東		豊
10	番	中	西	勇
11	番	濱	井	初男
12	番	吉	川	新
13	番	長	田	隆尚
14	番	津	村	衛
15	番	森	野	真治
16	番	水	谷	正美
17	番	杉	本	熊野
18	番	中	村	欣一郎
19	番	小	野	欽市
20	番	小	村	林聡
21	番	小	林	正人
22	番	小	野	英介
23	番	中	川	康洋
24	番	今	井	智広
25	番	藤	田	宜三
26	番	後	藤	健一
27	番	辻		三千宣
28	番	笹	井	健司
29	番	稲	垣	昭義
30	番	北	川	裕之
31	番	舘		直人
32	番	服	部	富男
33	番	津	田	健児
34	番	中	嶋	年規
35	番	青	木	謙順
36	番	中	森	博文

37	番	前野和	美
38	番	水谷	隆
39	番	日沖	正信
40	番	前田	剛志
41	番	舟橋	裕幸
43	番	三谷	哲央
44	番	中村	進一
45	番	岩田	隆嘉
46	番	貝増	吉郎
47	番	山本	勝
48	番	永田	正巳
49	番	山本	教和
50	番	西場	信行
51	番	中川	正美
(52)	番	欠	(員)
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏	一
書記(事務局次長)	青木	正	晴
書記(議事課長)	米田	昌	司
書記(企画法務課長)	野口	幸	彦
書記(議事課課長補佐兼班長)	西塔	裕	行
書記(議事課主幹)	加藤		元
書記(議事課主査)	藤堂	恵	生

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木	英	敬
----	----	---	---

副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆
危機管理統括監	渡 邊 信一郎
防災対策部長	稲 垣 司
戦略企画部長	山 口 和 夫
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	北 岡 寛 之
環境生活部長	竹 内 望
地域連携部長	水 谷 一 秀
農林水産部長	橋 爪 彰 男
雇用経済部長	山 川 進
県土整備部長	土 井 英 尚
健康福祉部医療対策局長	細 野 浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥 井 隆 男
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺 将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	世 古 定
地域連携部南部地域活性化局長	森 下 幹 也
雇用経済部観光・国際局長	加 藤 敦 央
企 業 庁 長	小 林 潔
病院事業庁長	大 林 清
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員長	岩 崎 恭 典
教 育 長	山 口 千代己
公安委員会委員	谷 川 憲 三
警 察 本 部 長	高 須 一 弘

代表監査委員
監査委員事務局長

福井 信行
小林 源太郎

人事委員会委員長
人事委員会事務局長

飯田 俊司
速水 恒夫

選挙管理委員会委員長

宮 寄 慶 一

労働委員会事務局長

前 寫 卓 弥

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本 勝） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（山本 勝） 日程に入るに先立ち、報告いたします。
監査報告1件が提出されましたので、さきに配付いたしました。
次に、例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。
以上で報告を終わります。

質 問

○議長（山本 勝） 日程第1、県政に対する質問を行います。
通告がありますので、順次、発言を許します。49番 山本教和議員。
〔49番 山本教和議員登壇・拍手〕

○49番（山本教和） おはようございます。山本教和でございます。議長のお

許しを得ましたので、通告にはないんですが、朝日町における女子中学生の強盗殺人事件の容疑者逮捕事案について述べさせていただきたいと思います。

3月に入って春の訪れを少しずつ感じられるようなころになってまいりましたけれども、非常に衝撃的なニュースが飛び込んでまいりました。昨年8月に発生した朝日町における女子中学生強盗殺人の容疑などで、事件当時県立高等学校の生徒であった少年が逮捕されたというものでございます。改めまして、亡くなられた寺輪博美さんの御冥福を心からお祈り申し上げたいと思います。また、御遺族の方々のお悲しみをお察しし、衷心より哀悼の意を表したいと思います。この件につきまして、友人や地域住民など多くの方々が衝撃を受け、不安を感じていることと思います。

さて、今回逮捕された少年は事件当時県立高等学校の生徒であったということでございますけれども、周りの生徒へのケアも含め、教育長はどのように感じておられるか、お伺いをしたいと思います。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 御答弁申し上げます。

昨年8月に発生しました朝日町における女子中学生強盗殺人事件の被疑者として、事件当時県立高等学校の生徒であった少年が逮捕されましたことは痛恨のきわみです。

亡くなられました寺輪博美さんに心から哀悼の意を表しますとともに、御遺族の方々のお気持ちをお察しし、お悔やみを申し上げます。

事件の事実関係は把握していませんが、このことに対し非常に厳しく受けとめています。警察による動機なども含めた事件解明を待つ必要がありますが、昨日開催いたしました県立校長会議におきまして、全ての県立学校で全校集会を開催し、かけがえのない命の尊さを改めて指導するよう指示いたしました。

さらに、日ごろからホームルーム活動、体験活動など様々な機会を捉えて、人間尊重の精神と命に対する畏敬の念を育むよう要請いたしました。

また、昨日の教育委員会臨時会では、生徒等の心のケアなどの要請があっ

た場合は、スクールカウンセラーの派遣を早急に行うなどの支援を行うことといたしました。

県教育委員会といたしましては、今後とも各県立学校の道徳教育の一層の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔49番 山本教和議員登壇〕

○49番（山本教和） ありがとうございます。

このようにつらい事案が二度と起こらないように、改めて知事の決意をお伺いしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 今回の事案につきまして、まず、亡くなられました寺輪博美さんの御冥福を心からお祈り申し上げたいと思います。あわせて、容疑者逮捕という一つの区切りがあったわけでありますが、それで寺輪博美さんが戻ってくるわけではありませんので、御遺族の御心情をお察すると大変つらいことだと思っておりますので、心からお悔やみを申し上げたいと思います。

今回逮捕されましたのが事件当時県立高校の生徒ということで、私も大変ショックを受けましたし、また、大変重く受けとめているところであります。

それ以上に、県民の皆さんは新たな戸惑いと大きな不安を抱いておられるというふうに思います。

したがって、今教育長が申し上げたとおり、教育委員会においては教育長を先頭に、また、私学の部分は環境生活部、私学の皆さんと一緒に、二度とこのような悲劇が繰り返されないように、命の大切さを含めた指導の徹底をするように指示をさせていただいたところであります。

関係者一丸となって、二度とこのような悲劇が起こらないようしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

〔49番 山本教和議員登壇〕

○49番（山本教和） ありがとうございます。

では、通告に従いまして、第1番目、遷宮後の地域振興についてお伺いを

したいと思います。知事にお伺いをさせていただきたいと思います。

昨年は三重県にとっても、また、知事にとっても特別な年だったように思います。

神宮式年遷宮のような一大行事は全国的に見てもそうそうあるものではなく、三重県に寄せられた関心や報道は予想を超えたものでありました。県も積極的に情報発信を行い、1400万人を超える人々の参拝者数につながったと思います。いま一度、伊勢神宮の持つ力、どのように感じられたか、お伺いをしたいのでございます。

さらに、知事は県内をくまなく回られ、東奔西走、県民の声をじかに聞かれてこられたのでありますが、次の20年に向けた新たなスタートの年、知事が言う20年後も三重県が輝き続けるために、県当局はどのような方向性をお持ちなのか、県民に提示をしていただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 遷宮行事に参加した感想なども含め、遷宮後の地域振興、私の所見ということで答弁させていただきます。

三重県民のみならず日本国民にとっても永遠の財産であり誇りでもある伊勢神宮に全国各地から1420万人という多くの方に参拝いただきましたことは、伊勢神宮が鎮座いたします三重県の知事として大変喜ばしく思います。

平成25年は、御遷宮の歴史、三重県観光の歴史に残る、また、私の人生にとっても大変特別な1年であったと思います。

私自身、平成24年3月には上棟祭に、昨年8月にはお白石持行事に、10月には遷御の儀に参加いたしました。お白石持行事では、エンヤエンヤとかけ声を繰り返しながら、皆さんとともに奉獻車を引かせていただきました。真新しい素木造りのまばゆい御正殿を間近に見たとき、そのすがすがしさに言葉を失いました。

遷御の儀では安倍総理大臣とともに参列し、日本の平和と発展を心に刻まさせていただきました。暗闇の中から神々しく明るい御正殿があらわれてくるのを目の当たりにしたとき、20年に1度のこの瞬間に立ち会えたことの喜び

と、三重県知事をさせていただいている重責を改めて感じたところであります。

今回の御遷宮では、8年以上にもわたる御遷宮の行事と伊勢のまちの魅力が丁寧に情報発信されたことと、地元の皆さんの常日ごろのおもてなしが歴史に残る参拝者数として結実したものと思います。

前回の御遷宮の際にはおかげ横丁の開業により内宮前が活性化され、今回の御遷宮では外宮にせんぐう館が開館し、外宮前参道も一気ににぎやかになりました。このため、外宮と内宮を循環する人の流れで伊勢のまちが今まで以上に活性化したことは、大変喜ばしいことと思っております。

また、遷宮をきっかけに三重県観光への関心が高まり、首都圏でのテレビ放映が大幅に増加したほか、『日経トレンドィ』の2013ヒット商品ベスト30の第5位に伊勢・出雲が、三井住友銀行系のコンサルティング会社の2013年ヒット商品番付の東の大関に伊勢神宮、出雲大社の遷宮が選ばれるなど、大変注目を浴びたところです。

平成26年は、遷宮の翌年おかげ年であるとともに、江戸時代のおかげ参りの流行年ともなった60年に1度の大おかげ年にも当たります。また、14ある別宮のうち12の別宮の遷宮もこれから順次行われることとなっています。さらに、蟻の熊野詣と言われた伊勢神宮から熊野三山へとつながる熊野古道伊勢路が世界遺産登録10周年を迎えるなど、遷宮の効果を持続させていく正念場の年であると受けとめております。

本県の観光にとって伊勢志摩は最大の誘引力のあるスポットであり、伊勢神宮をはじめ、滝原宮や伊雑宮などの別宮、みけつ国である志摩の海の幸や海女をはじめとする海の文化、県内各地に残る倭姫ゆかりの地や斎宮など、多彩な観光資源を相互に関連づけてストーリー化していくことが重要と考えます。今後とも「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」を引き続き官民が手を携えながら展開し、効果的な情報発信とおもてなしの向上に取り組んでまいります。

〔49番 山本教和議員登壇〕

○49番（山本教和） ありがとうございます。

次に、伊勢志摩国立公園指定70周年について述べさせていただきたいと思
います。

少し伊勢志摩国立公園の宣伝をさせていただきますが、（パネルを示す）
これ、昭和30年代の前半に画家の河村運平さんという方が残していただいた
絵のコピーであります。執行部の皆さんは、知っている方は知っているんで
しょうけど、女優の京マチ子さんという、この辺の人だと多分知らないと思
うんですけど、こちらのほうで知っているかもわからない、ちょっと似てい
るような感じがするんですね。それと、あと、（パネルを示す）後から質問
しますがこの海女さんの絵、ハマユウと灯台ということで、これも非常に関
東地方で人気のある絵でございます。

この伊勢志摩国立公園は、瀬戸内海国立公園や九州の西海国立公園などと
ともに、数少ない海の国立公園であります。昭和21年11月20日、戦後初めて
で、国内13番目の国立公園に指定をされたのであります。

複雑に入り組んだリアス式海岸に代表される美しい景観を有する一方、特
別保護区に指定されている伊勢神宮域をはじめ、神話、民話、風俗、祭事、
数多く残る日本でも有数の歴史的価値の高い地域であることも大きな特色で
ございます。

伊勢志摩国立公園協会では、国立公園指定70周年を迎える平成28年を機と
いたしまして、自然をステージにしたツーリズムの活性化をテーマに、伊勢
志摩、ひいては三重県全体の情報発信の好機と捉えて、環境省、三重県、関
係市町、観光協会等、各種団体と連携をしながら今後の事業展開を図ってい
きたいと思っています。

環境先進県三重県として、今後の支援をいかに行えるのか、お伺いをした
いのであります。また、伊勢志摩の文化、歴史、食、人を生かしながら、自
然を五感で体感できるプログラムを定着させ、四季を通じて旅行目的となる
ような、そんなイメージを持っておるのでございます。古くて新しい伊勢志
摩を情報発信していかなきゃいけない、こんなふうに関日ごろ思っておると

ころでございます。

例えば、その行事として、全国の国立公園関係者が一堂に会して環境だとか文化だとか観光等を議論する国立公園サミットの開催、食やグリーンツーリズム、スポーツ等、例えばトライアスロンの大会などを誘致することによって活性化に結びつけると、こういう方法もあろうかと思いますが、今後の取組についてお伺いをしたいと思います。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 伊勢志摩国立公園の指定70周年に関連する中で、全国からの関係者を集めたイベントをしてはどうかと、その点について私のほうから答弁させていただきたいと思います。

現在、伊勢志摩国立公園には、環境省をはじめ、県や関係市町、観光団体、また、観光事業者などが会員となっております一般財団法人の伊勢志摩国立公園協会がありまして、伊勢志摩地域の自然であるとか地域資源を生かした観光振興にも取り組まれております。

この協会ではこれまでに、伊勢志摩カレンダーの作成であるとかホームページ等での情報発信、また、伊勢志摩エコツアーガイドマップの作成、それとエコツアーの開催助成など、エコツーリズムを推進する事業を全体としてやっけていただいております。

また、平成28年の伊勢志摩国立公園指定70周年を控えまして、これまで以上の公園の利用促進に向けまして、自然であるとか歴史、文化を保全しながら観光に生かすエコツーリズムの定着にも取り組まれるというふうに向っております。

こうしたことも踏まえながら、伊勢志摩国立公園指定70周年に当たっての催しにつきましてですが、伊勢志摩国立公園の豊かな自然を生かしまして、エコツーリズムの定着であるとか地域の活性化につながっていくよう、また、全国からたくさんの方々に訪れていただけるように、伊勢志摩国立公園協会をはじめ、地域の関係者であるとか観光・国際局など県の関係部局とも連携しながら、御提案の内容も含めまして検討してまいりたいというふうを考え

ております。

〔加藤敦央雇用経済部観光・国際局長登壇〕

○雇用経済部観光・国際局長（加藤敦央） 議員からるる御説明ありましたけれども、少し重複するところがあるかもしれませんが御答弁申し上げます。

伊勢志摩地域には、英虞湾や五ヶ所湾など日本を代表するリアス式海岸といった自然景観とともに、イセエビ、サザエ、アワビ、カキなどの海の幸や、真珠養殖、海女漁業、さらには、しろんご祭や潮かけ祭りなど、海を舞台とする祭りなど、地域特有の豊かな文化があります。こうした多様な魅力が評価され、議員からもお話がありましたように、昭和21年に戦後初の国立公園として伊勢志摩国立公園は指定をされまして、平成28年11月には70周年を迎えるということになっております。

現在、伊勢志摩の観光振興につきましては、伊勢志摩地域の広域観光推進組織であり、県も参画しております公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構を中心に観光事業者や交通事業者等が一体となりまして、神宮をはじめ、自然や歴史、文化、食などの魅力を発信し、誘客促進に取り組んでいます。

また、御承知のように「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」においては、この伊勢志摩観光コンベンション機構を伊勢志摩の地域部会というふうに位置づけまして、地域と連携、協働して首都圏等大都市圏への情報発信や伊勢志摩地域への誘客促進に取り組んでいるところでございます。

議員御案内の平成28年が伊勢志摩国立公園指定70周年に当たるということにつきましては、三重県観光キャンペーンや伊勢志摩観光コンベンション機構のメンバーでは共通に認識をしているところでございます。

こうした70周年の機会は伊勢志摩の魅力を発信する好機であり、今後具体的な内容や取組が決まる中で、エコツーリズムなども含めまして、地域や関係者と連携しながら効果的な情報発信や誘客促進に努めてまいります。

以上でございます。

〔49番 山本教和議員登壇〕

○49番（山本教和） ありがとうございます。少し先とはいいながら、それぞれの部、局でしっかりとした御支援をお願いしたいと、そんなふうにするのでございます。

次に、海女漁業について質問をしてみたいと思います。

パネルを用意しましたので。（パネルを示す）これ、海女さんが潜っている、漁をしている姿ですね。それと、あと、（パネルを示す）こんな感じですよ。

この海女漁業というのは、三重を象徴する漁業として今まで連綿と続いてきた漁法であります。平成22年、全国の海女数というのは2174名、ちなみに北海道が1、「名」が、全部つくんですが数字だけで御紹介させていただきたいと思いますが、岩手が85、宮城17、千葉が158、静岡が153、石川197、福井が76、徳島86、鳥取15、山口が127、福岡が115、長崎が124、鹿児島3、ちなみに三重県は973名ということでありますから、いかに日本の中で大きな比重を占める、そういうふうにするのであります。

この973名のうち、鳥羽市が565名、志摩市が408名でありますから、いかにあの地域が盛んな地域であるか、沿岸漁業が盛んな地域であるかということが御承知おきいただけるんじゃないかな、そんなふうにすると思います。

ただ、時代の変遷とともにその従事される海女さんが減ってまいりました。1949年、昭和24年でありますが、6100人いたんですね。それが、1972年、昭和47年になりますと4100人、2010年、平成22年は先ほど言った973人ということでありますから、まさに激減をいたしておるのでございます。

ちなみにこの海女さんというのはいつごろからいたのかということでありますが、5000年ぐらい前、いわゆる縄文時代からそんな痕跡があったということでありまして、745年、平城京の時代に、そこから出土した木簡に、志摩市の大王、波切からアワビが贈られたと、こんなような記録もあるそうであります。

それほど長く続けてこられたこの漁法でありますけれども、これはやはり、

これ以上小さいものはとっちゃいけないサイズだとか、あと、漁期間をしつかり守りながら漁場を大切にしてきたということにほかならないと思います。

先ほど言いましたように漁獲高も減っている、また、海女さんの数も減っていると。ちなみに、鳥羽、志摩、渡会の地域で、1965年に700トンとれたんですね。それが、1990年には400トン、2011年39トンということでありますから、もうひどい落ち込みだと、こんなふうに感じておるのであります。

この海女漁業というのは、世界広しといえども日本と韓国しかない漁法であります。

先ほど言いましたように、高齢化とか後継者不足だとか、また、漁場の悪化、特に餌となる海藻の減退、磯焼け、マリンレジャーの増大、生活排水の海への流入ということがありまして、今まででも県は一生懸命、強力にこの沿岸漁業の振興のために頑張っていたいておるわけでありますけれども、なかなか効果が出ないのが現状であります。

県として水産振興の立場から種苗生産だとか放流に関して工夫が必要だというふうに私自身は思っておりますがいかがでしょうか。

また、国は水産多面的機能発揮対策事業等によって藻場、干潟の保全活動を展開しているというふうにも聞いておりますけれども、その内容について御説明をいただきたいと思います。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 海女漁業の振興についてお答えしたいと思います。

海女は、本県を代表する産品であるアワビとかサザエ等の漁獲の担い手でありまして、地域ごとに定められた厳しい資源管理ルールを守った操業、また、効果的な種苗放流、藻場保全の取組など、資源や漁場を大切にしながら漁業を営んでいただいております。

しかしながら、平成元年には、今おっしゃっていただきましたが約2000人いた従事者が、高齢化であるとか後継者不足によりまして20年間で約半減してしまうと、それと、その主な漁獲物であるアワビの漁獲量も5分の1とい

うふうに激減しております。

さらに、この20年間で熊野灘沿岸におきまして、アワビ、サザエの生息場となっている、アラメとかカジメなど生育しているその藻場が、約3分の1が磯焼けで消失するという一方で、海女が操業する漁場の環境も大きく変化しておりまして、海女漁業の存続が困難な状況になっております。

このような中で、平成24年度には、海女や海の博物館、三重大学や地元の鳥羽市、志摩市などと海女振興協議会を発足しまして、海女漁業と海女文化、観光の振興にも取り組んできているところで、今年の1月23日には鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術が県の無形民俗文化財に指定されるということもありました。さらに、その翌日の1月24日には、三重県や石川県などの海女漁業が盛んな8県が合同で全国海女文化保存・振興会議を設立しまして、文化財保護と水産振興の両面から海女漁業の存続を支えることへの連携を確認したというところで。

海女漁業の存続につきましてですが、アワビ等の資源回復と海女の所得向上が不可欠ということから、県ではアワビ稚貝の放流効果を向上させるということで種苗放流マニュアルというのをつくっております、これの普及であるとか、アカモク、ムラサキウニなど、これまで商品として余り使われてこなかった資源、これを有効に活用できるよう、海女を対象に採取の時期であるとか加工方法などの勉強会もしております。

また、県の水産研究所が中心となりまして農林水産省の競争的研究資金の採択をいただきまして、海女によるアワビ、ナマコの効果的な育成技術や海女の収益性の向上に関する研究を平成25年度から3年間かけて三重大学等と共同で進めているところで。

さらに、沿岸海域のアラメ、カジメなどの藻場再生に向けて、平成8年度から本年度までに志摩市甲賀地区などで15.9ヘクタールの藻場造成を行っているところで。

一方、担い手の対策ですが、漁協による漁師塾の取組を支援しておりますが、三重外湾漁協の畔志賀漁師塾におきましては、海女になりたい若者に対

しまして漁業技術とか資源管理などの研修を行いまして、現在12名が技術等の習得に取り組んでいるところです。

これらの取組に加えまして、平成26年度は新たに、アワビの回収率を高めるための放流種苗の大型化であるとか、アワビを外敵から守るコンクリート平板、平たい板にしたものなんですが、これを用いた漁場の造成に係る実証の試験、さらに、アワビとともに海女の重要な収入源となっています赤ナマコの種苗生産技術の開発に取り組みたいというふうに思っております。

また、海女が漁獲した水産物であることをあらわすロゴマークであるとかパッケージを作成しまして、商標登録「海女もん」ということによって、海女の漁獲物の高付加価値化や情報発信を行っていきたいと思っております。

さらに、アラメ、カジメなどの藻場再生につきましては、造成工区数や面積を来年度は拡大しまして、鳥羽市や志摩市など8工区で取り組んでいきたいというふうに考えております。

今後の担い手対策ですが、漁師塾での研修終了後に着業する際の負担を軽減するというので、漁協が行う漁具等のリースに対しての県からの支援をしたいというふうに思っております。

これらの取組を総合的に推進することで海女の所得向上を図り、これまで守り伝えてきた伝統ある海女漁業を未来へ伝えていけるよう、海女漁業の振興に努めていきたいと考えております。

〔49番 山本教和議員登壇〕

○49番（山本教和） ありがとうございます。

部長の御説明をいただいたんですが、アワビの稚貝の放流について、今まで例えば小さ過ぎて大きくなる前にタイとかそういった魚に食べられちゃうということですから、ほとんど稚貝から大きくなって出荷できるというようなアワビというのは非常に少ないんですね。でも、御承知だと思いますけれども、稚貝は貝が、ミドリガメのような、ああいう緑色がついていて、それが大きくなってもそのまま緑が残っているということでもあります。ですので、市場で緑が残っているアワビというのはほとんど見ませんがたまに見ま

す。それぐらい大きくならない、小さいときにやられちゃうということでもありますので、部長が全員協議会でおっしゃったようにサイズを少し大き目にしてから放流するとか、放流のそういう工夫というのを考えてもらえば少しは効果的な結果が出るんじゃないかなと、そんなふうにも思っておるところでございます。

いずれにいたしましても非常に厳しい状況でありますので、官民一体となってこれから我々はこの漁法というのを守っていかなきゃいけない、地元の人間としてもそんなふうと思うところでございます。

たまに、海女さんの育成でありますけれども、どうでしょうか、今から10年ぐらい前に、宮城県から20代の方が、自分は海が好きだということで、漁協に海女にならせてもらいたいというようなことで、たまにそういうことがあるんですね。ですので、もちろん県内での海女さんへの育成というのも大事なんですけど、県外に発信して三重県で海女にならないかというようなことも何か方法があるのではないかというようなことも思っていますので、その辺のところでも考えてもらえればなと、そんなふうに思います。

せっかく持ってきましたので、（現物を示す）少し海女さんのこの人形を説明させていただきたいと思います。

初めから置いておくとこればかり見るからその質問のときだけにしてくれと、こういうふうに使われていますので、これ、テレビ、映っていますね、持ってきたんですが、これは、伊勢志摩国立公園協会、先ほど言いました、その事務局長をされていた玉置さんという方につくっていただいた人形があります。もう亡くなられましたけれども、大事に大事にしながら、海女漁業の振興のために自分の部屋に置いてあると、こんなことでございますので、ずっと置きたいんですけど、この質問が終わればまた取らせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

次に、三重ブランド海外展開についてであります。

従来から県は、農林水産資源を活用して新たな商品をつくって、特にすぐれた県産品を三重ブランドとして応援しているのであります。

今後、県は観光・国際局と連携をしながら、東アジア、ASEANを中心に県産品の輸出を促進するために、輸出支援組織を設けて、三重県物産展の実施、展示商談会への参加など、海外への販促、開拓を支援するとありますが、具体的に施策はどういうものなのかということを少し述べていただければなど、そんなふうに思います。

今の時代でありますので、もちろん地元でそういったこと、水産物を加工しながら販売するというのももちろんなんですけれども、中小企業の経営者、また、工場主、非常に関心を持って、何とか工夫しながら海外展開できないのかなど、こんなふうに思っておりました。

たまたま今年は県も海外展開について本腰を入れていこうということでもありますから、その内容について御説明をいただきたいと思います。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 県産水産物の輸出関係の取組について御説明します。

国のほうでは2020年までに農林水産物とか食品の輸出を倍増させる目標というのを掲げておりますが、水産物につきましては世界的に非常に需要が増大するという中で、特に伸びの大きい中国であるとかEU、米国に加えまして、所得拡大等により今後需要の増加が見込まれる東アジアのほうを輸出相手国として位置づけをしながら、輸出額は現在の1700億円から3500億円まで拡大しようということで目標を置いております。

これまで県のほうの水産物につきましては、練り製品であるとか真珠、冷凍カツオ・マグロ、これにつきましては、香港や台湾、タイなどに輸出をしているところです。

また、現地でのニーズ把握と取引の定着化を目指しまして、平成24年度から台湾での三重県物産展を継続的に開催しておりますが、これにつきましては練り製品であるとか干物などの県産水産物を中心に販売をしているところです。

一方で、平成25年に県が県内事業者を対象に行った輸出に関する調査によ

りますと、事業者から、輸出ルートを選定、確保であるとか、手続の煩雑さ、また、販路拡大の難しさなどの課題が挙げられておりまして、これらの課題解決というのが輸出の拡大につながるというふうに考えております。

このために、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会という、今仮称なんですけど、この協議会を本年3月中にも設置しまして、輸出セミナーであるとか個別相談会の開催、国際見本市への参加、また、海外バイヤーの招聘による商談機会の確保などに取り組みたいと思っております、これにより県産農林水産物の輸出を支援していくということで考えております。

また、この協議会の中には品目別の課題を解決するために農業や水産などの各部会を設置するというふうに考えておりまして、このうち水産部会では、鮮魚等の輸出を促進するために、需要増加が見込まれ、また、水産物の消費が多いシンガポール、また、日本産品への評価が高い上海、この2国をターゲットに市場調査を実施し、その結果を踏まえ、国際見本市への出展であるとか商談に対する支援というふうにつなげていきたいと思っております。

こうした取組を通しまして、県産水産物の輸出拡大に向けた販路改拓ということを積極的に取り組んでいきたいと思っております。

〔49番 山本教和議員登壇〕

○49番（山本教和） ありがとうございます。

部長の答弁の中でナマコなんかの話も出ていました。黒ナマコというのは、今まで我々日本人は、赤ナマコは食べるけれども黒ナマコというのは見向きもしなかったんですよ。ところが、これを中国が、もちろん経済発展にも伴って、黒ナマコを乾燥して輸出するんでしょうけど、非常に人気が出てきたということでもあります。これは恐らく地元の業者の方も直接そういうルートがないわけですから、住友商事だとか、あと、丸紅とか、大手商社を絡めながら東南アジアへ輸出していると、そんなこともあったりして、手数料もいろんな問題があるんでしょう、それを県の指導によって、なるべく中間で絡まないような、そんなシステムというのを構築してもらえればなど、そんなふうに思う1人です。

あと、部長も食べられたことがあるんでしょうけれども、真珠の貝柱、これ、非常に高いんですよ。1キロ、時期にもよるんでしょうけど4000円とか5000円ぐらいするんです。これなんかも、例えば量が、今、昔に比べて激減していますから地元で消費しちゃうという時代でありますけれども、乾燥しながら輸出するとか、そんなようなことも考えてみたらどうかなど、こんなふうに思っております。どうぞ部会などもつくられるということですので、御提言していただければなど、そんなふうに思っております。

次であります。三重のPRについてであります。これは戦略企画部にお尋ねをしたいと思います。

戦略企画部の重要な施策に、県政運営に係る情報をわかりやすく提供し、県民の皆さんをはじめ、県内外との情報を戦略的、計画的に行っていくため、三重県広聴広報アクションプランを策定するとありますけれども、具体的に内容はどんなものなのかということをお聞きしたいと思います。

次に、最近、県民手帳というのが非常にブームであります。テレビなんかでも放映されておりましたけれども、よくマスコミ等で取り上げられておりますね。くまモンが表紙の熊本県の手帳や富士山が表紙の静岡県の手帳というのが人気だそうであります。旅行ブームでテレビ等で紹介されてきた三重県を手にとってもらうチャンスだというふうに思うんです。

海女や先ほど言った三重ブランド、伊賀の忍者、県産品を、歴史や文化、行事等を絡ませながら読ませる手帳というのをつくって三重をPRしてはどうかいなどというふうに考えておるわけであります。

かつて、三重県にも県民手帳がありました。もう10年ぐらい前でしょいか、私も使ったことがあります。使い勝手が悪いということで、どんな理由で廃止になったのかわかりませんが、今はもうありません。だけど、先ほど言ったように県民手帳というのが非常に脚光を浴びてきたということですから、我々県民はもちろんでありますけれども、県外の人にも三重県をPRする、使ってもらおうということが三重のPR、情報発信につながるということですので、県民手帳を改めてこの際つくってもらったらど

うかいなというふうに思っておりますが、部長の見解をお伺いしたいと思います。

〔山口和夫戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（山口和夫） 三重のPRに関しまして2点御質問いただきましたので、順次御答弁申し上げます。

まず、三重の魅力発信に向けた取組についてでございます。

三重の魅力発信につきましては、伊勢神宮式年遷宮という情報発信の好機に当たりまして、平成25年度から「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！～」や首都圏営業拠点三重テラスなどを通じた県内外へのPRに取り組んでいますが、おかげ年や熊野古道世界遺産登録10周年であります平成26年度におきましても引き続き、県内観光や県産品等の積極的な情報発信を通じて三重県魅力をアピールしてまいりたいと考えております。

このような中、県の魅力度をはかるものとしたしまして、例えば民間事業者が調査をいたします県の魅力度ランキングがございますが、ここ数年、三重県は30位前後となっております。

県の魅力度を向上させていくためには、従来から取り組んでおります県内観光や県産品等の魅力の発信に加えまして、三重県のイメージ向上につながる情報発信が不可欠であると考えております。

現在、県外への情報発信につきましては、県ホームページや中京圏情報発信番組のテレビ放送などによるとともに、各部局がそれぞれの事業を展開する中で主体的に情報発信を実施しているところでございますが、県組織全体で効果的に広く県の魅力をアピールできているとは言えない面もございます。

こうした状況のもとで、戦略的、計画的な広報活動を実現していくため、平成26年度から3カ年の中期行動計画となります三重県広聴広報アクションプラン、仮称でございますが、策定をすることとしております。

アクションプランでは県外への効果的な情報発信やイメージ向上についても検討いたしまして、策定したプランに基づいて全庁一体となって取り組むとともに、市町、関係団体とも連携いたしまして、三重県魅力度向上に資

するよう、積極的かつ効果的に情報発信を行っていきたいと考えております。

次に、新たな県民手帳の発行についてでございます。

三重県ではかつて、三重県統計協会により統計や行政情報を掲載いたしました県民手帳を有償で発行いたしまして、主に県職員、市町村職員を中心に約1万部ほど販売しておりました。しかしながら、平成17年度に行財政改革による県関係団体の見直しの中で、県民手帳の発行元であります三重県統計協会を、その役割を終えたものと判断し、解散させるとともに、県民手帳につきましても、官民役割分担の観点、発行部数の減少、県民手帳に掲載していたデータがインターネット等で容易に収集できるようになったという状況の変化などから、平成17年版県民手帳を最後に廃止をしております。

最近では、観光情報やゆるキャラ等を掲載する各県の県民手帳が首都圏などで好調な販売を続けており、一部マスコミ報道でも取り上げられ、県の情報発信やPR媒体としての役割を果たしていることも十分認識しているところでございます。

このような状況を踏まえまして、御提案の新たな県民手帳の発行につきましても、本県では県民手帳を廃止してから8年が経過し、当時の利用者の状況も変化していること、また、昨今のスマートフォンなどの普及に伴い情報等の入手手段が多様化していることなどから、新たな県民手帳を発行した場合のニーズなどについて確認することも必要であると考えております。

したがって、まずはニーズなどを把握した上で、新たな県民手帳の発行について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔49番 山本教和議員登壇〕

○49番（山本教和） ありがとうございます。

三重県の統計協会がつくった県民手帳でありますけれども、1万部出していたということでもあります。時代が変わって、昔は手帳は男性のものだというような時代があったと思いますが、今の時代というのは、夏を過ぎてから本屋に行きますと手帳がたくさん並べてあると。そういう姿を見ていると、

女性も結構そこにいらっしゃるんですね。それとか、家庭のいわゆる主婦の皆さんも手帳を使うようになってきたと。そんな時代でありますので、どうか三重の情報発信という意味でも手にとる小さな三重の情報発信できるツールということで考えてもらえばなど、そんなふうに思いますが、いま一度県民手帳の件について、山口部長のお話を聞かせてもらいたいなというふうに思いますが。

○戦略企画部長（山口和夫） 先ほど申しましたが、観光情報でありますとかゆるキャラ等を掲載した各県の県民手帳が好調な売り上げということで、相当マスコミでも取り上げられまして情報発信の効果を上げているということがございますので、こういった点は十分念頭に置きながら、そういう中でありますしても、廃止してから相当年限とか、環境も変わっておりますので、やっぱり発行する以上はそれだけの効果を持たせたいと思いますので、ニーズ調査をまず取りかかりたいと思います。

〔49番 山本教和議員登壇〕

○49番（山本教和） 知事から提案があったように、例えば式年遷宮の行事ですけれども、遷御の儀で終わっただけじゃなくて、それに関連する別宮の遷宮の行事というのが今年から始まるわけですよ。言われているように、志摩では伊雑宮、あと、大紀町の滝原宮ということでありますから、そういうようなことも、例えば県民の方で知っている方は知っているんでしょうけど、ほとんどの方が御存じないと、まして県外の方もそんなことがあるのかと知らないということでありますから、そういうことも盛り込みながら物語性を持った手帳をつくっていただきたいな、そんなふうに思います。

あと、今、渋谷のロフトなんかでも非常に人気が出ているそうであります、県民手帳が。関心が非常に高いということでもあります。ですので、私、イメージなんですけど、例えばつくった場合には三重テラスなんかへも置きながら三重の県民手帳というのを考えてもらいたいなと、そんなふうに思います。

では、最後の災害対策についてでございます。

これはもう、災害対策、今までこの議場で各議員が口角泡を飛ばしながら

質問をされてきたのでありますが、私は、先回、鳥羽の中村欣一郎議員がここで質問しましたように、2・14ショック、雪の被害について少し述べてみたいというふうに思います。

私も2月14日に電車に乗り合わせた1人であります。東京を始発6時ごろ新幹線に乗りまして、うまく名古屋まで来た。7時40分ごろに名古屋に着いたんでしょうか。それで8時ぐらいの賢島行きの特急にうまく乗れた。ところが、明星、明野、あの辺で電車がとまってしまったわけであります。

そのうち回復するだろうなというふうに思っていたんですけども、なかなかそういうわけにいきませんでした。特に架線が切れて電気がつながらなくなったことによって、電車がもう冷凍状態ということであったわけであります。

自然災害でありますから誰のせいでもありません。また、電車の中の乗務員の方々も本当に一生懸命になって乗客の皆さんのためにいろんな情報を発信したり、ペットボトルを配ったり、おにぎりを配ったり、そういうことをされていて、頭が下がる思いでありました。

だけど、私、その後、最終的には夜の8時半ごろ賢島に着いたんですが、思ったことがあります。それは、例えば新幹線ですと関ヶ原とか彦根でこの雪の時期にはとまります。そうしますと、毛布を配ったり、そういうことをやるんですね。今回の2月14日というのは、あらかじめ雪が降りそうだということが予報としてマスコミ等で報道されていたわけでありますから、今後、三重県がそういった協議会などをつくっておられるそうではありますが、公共交通機関の方々に、この雪の降る時期、例えば1月とか2月とか、こういった時期には最低必要限度の毛布などを準備しておくということが非常に大事ではないかなと思うんですね。我々大人は辛抱できますけれども、お年寄りの方々や赤ちゃんが乗り合わせた場合には、これは本当につらい状況になると思うんです。

そんなことで、私の思いではありますけれども、何とか風水害対策に、雪害対策、雪の対策というものも盛り込んでいただきながら対応を協議してい

ただきたいと思いますが、部長の見解をお伺いしたいと思います。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 山本議員からの雪害対策についての質問について答弁させていただきます。

本県では、平成23年の紀伊半島大水害や平成24年の台風17号など、立て続けに三重県を襲った台風への対応を教訓にしまして、その後、台風等の接近時には津気象予報台から今後予想される気象状況について、電話、ファクス等によって頻繁に情報の提供を求めたり、あるいは直接気象台の方に災害対策本部に来ていただいて解説していただくとか、これまで以上に緊密な連携をとって情報収集に努めております。

こうして得た情報をもとに、昨年9月の台風18号のときなどのように、道路が寸断されて交通が遮断されてしまうということを想定して注意報段階から、空振りオーケーというのも含む言葉にして、紀南地域に早目に職員を派遣するとか、また、警報が出される以前から災対本部を立ち上げるとか、私たち自身の判断でできる限り迅速な対応をと心がけてまいりました。

公共交通機関を含むライフライン企業との関係ですけれども、先ほど連絡会議の話もありましたけれども、ライフライン企業等連絡会議を実際開催して、防災訓練にその皆さんに参加していただくとか、これも気象台と同様に、より一層の連携強化を図っておるところでございます。

しかしながら、今回の大雪ですけれども、県南部初の大雪警報、これは、県南部初というのは、観測基準ができた昭和37年以降、南部に、それで初ということなんですけれども、そうしたこともありまして、私どもとしても先の状況をなかなか見通すというのはさすがに困難であったわけでございます。

全国的に見ても、いわゆる豪雪地帯でない場所に一度に大量の雪が降ったことが被害を広げた原因という指摘もあって、ある意味想定外だったということなんでしょうけれども、気象庁においても予想は困難であったと聞いております。

しかしながら、私たちは、東日本大震災の後、しきりに想定外と言われる

言葉を今後も使っていいと思っているわけではないんですけれども、台風が巨大化したり、竜巻が発生したり、今回の大雪もそうですけれども、今後も我々がなかなかこれまで経験したことがないような事態が発生するということが大いに考えられるわけであります。

したがって、県としましては、今回のこの大雪の経験、これも踏まえて、先ほどありました来年度見直しを予定しております三重県地域防災計画の風水害等対策編の中にも、どんなふうに対策していけばいいのかとか、そうしたことをどのように反映したらいいかということ、あるいは、ライフライン機関をはじめ防災関係機関との間で、先ほど毛布の話もございましたけれども、どんな課題があってどういう認識を共有したらいいのかと、そんなことも今後しっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔49番 山本教和議員登壇〕

○49番（山本教和） ありがとうございます。

この雪で、例えば山梨県などは、行政担当の方の言をかりればもうお手上げだったということでもあります。中央自動車道がトラックでいっぱいになって何日もかかったということもありますし、昨日の夜のニュースでも東京の首都高がもう麻痺しちゃったというようなことで、想定外、50年に1度とか100年に1度だ、観測史上初めてだと言いますが、それは今までの話であって、来年また一緒のことが起こるかもわかりません。

その意味で、事前に情報をキャッチしながらその備えをしていくということがとても大事なことだというふうに思いますので、どうぞ行政の皆さんにもよろしく願いをいたしたいと思います。

時間が参りましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本 勝） 16番 水谷正美議員。

〔16番 水谷正美議員登壇・拍手〕

○16番（水谷正美） 皆さん、改めましておはようございます。

私からも冒頭、三重郡朝日町で起きました女子中学生殺害事件のことにつきまして、先ほど山本議員から御質問、お話をいただきましたのでなるべく重複を避けますけれども、お亡くなりになられた寺輪さんの通っていた市立中学校の同じ中学校区に私は住んでおりまして、公明党の中川県議も同じなんですけれども、まずは心から御冥福をお祈り申し上げたいというふうに思っております。御遺族に対しましても、心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

そして、あの事件以降、本当にたくさんの方々が、私の自治会、連合自治会からも、新しく部隊を編成してパトロール活動に出させていただいております。このような活動をしていただいてきた地域の皆さんにも、そして、もちろん三重県警の皆さんの御尽力にも、心から敬意と感謝を申し上げたいと思っております。

少しショッキングな結果になりましたので、教育委員会をはじめ、このような悲劇が二度と起こらないように、引き続き御尽力いただきたいというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして御質問をさせていただきます。

まず、全部で四つございまして、県民の率直な思いで二つのテーマ、そして、二つ目ですけれども、東日本大震災から学ぶ防災づくりとして一つのテーマ、そして、オープンデータ、ビッグデータによる産業活性化の可能性として、これはぜひ知事のほうから御答弁をいただければというふうに思っておりますけれども、この産業活性化の問題、そして、四つ目に、グローバル三重教育プランによる人材育成について、御質問をさせていただきます。

まず、一つ目です。TPP交渉と遺伝子組み換え食品についてであります。

数年前から、TPP、環太平洋経済連携協定交渉への参加の是非、これは前政権からでございますけれども、まず是非の議論、そして、今の安倍政権で交渉参加ということになりまして、その後もその交渉の内容が報道されることが多くなりまして、日本の食の安全・安心が脅かされるのではないかと心配する声が多かったこともありまして、その交渉の具体的内容が明らかに

なるにつれて遺伝子組み換え食品についての心配の背景が明らかになりつつあることから、県民の率直な思いという観点で、遺伝子組み換え食品に対する安全性について質問をさせていただきたいと思います。

米国では遺伝子組み換え食品に表示義務がないこと、そして、米国通商代表部USTRは遺伝子組み換え食品の表示が貿易上の障害になることを懸念していることから、TPP交渉に参加すると、日本も遺伝子組み換え食品の表示をやめるか緩和するように迫られる可能性があるのではないかと、率直に心配する国民、県民は多かったと思います。

遺伝子組み換え食品の危険性については、様々な報告により示されております。2009年にアメリカ環境医学会の発表したポジションペーパーにおける動物実験によると、実験の結果として、免疫機能への悪影響、子孫の減少、肝臓、腎臓など解毒器官の損傷などが挙げられています。

これらの危険性が少なからずあるにもかかわらず、遺伝子組み換え食品について表示規制を持たない米国の食品が大量に消費されるのは、TPP交渉を主導している米国が一貫して、科学的にはっきりと危険とわかるまでは安全と考えるという科学主義を主張しているからであると言われております。

一方、このような科学主義では危険だとわかった後に規制をしても手遅れになるので、解明されていない知見が多い遺伝子組み換え食品については、ヨーロッパ、EU諸国で採用されている予防原則、予防主義、疑わしきは規制するという考え方を採用すべきではないかと思始めている方々が増えていくと考えるのであります。

TPP交渉への関心が高まると同時に、遺伝子組み換え食品についての県民の関心も高まってきていると感じております。

今回このテーマで取り上げるのは、二つの部にまたがっております。2点です。

1点目は、食品としての安全性は、食品安全基本法及び食品衛生法で安全性が、そして、JAS法によって表示ルールが決められておりますけれども、分別生産流通管理が適切に行われていれば、遺伝子組み換え農作物が混入し

ていても5%以下であれば遺伝子組み換えでない旨の表示をすることができるというルールについてであります。

そして、二つ目は、国立環境研究所、これは独立行政法人ですが、により、博多、鹿島、四日市の三つの港の周辺の主要道路沿いに、輸入港から陸上輸送でこぼれ落ちた遺伝子組み換え植物の種が育っておりまして、その現状を調べるため、遺伝子組み換え植物の分布調査が実施され、環境省では、生物多様性の影響につながるおそれのある事象が生じていないか、三重県内の道路、河川敷を中心に調査を実施していることについてであります。

まず、1点目についてお伺いしますが、県内で流通している食品について、三重県では、安全性が確認されていない遺伝子組み換え食品が混入していないか、また、表示は正しいかということについて検査を行っております。

そして、その検体の検査結果を公表していますが、これは、国の基準に違反していないか、つまり、遺伝子組み換えの食品が5%以上入っていないかということのみに限定されています。

先進的な都道府県の検査では、公表の仕方として、不検出、5%未満、5%以上というように、都道府県民に親切な、わかりやすい検査結果の公表がされています。

県民が特に気になっていることは遺伝子組み換え作物がその食品に使用されているかどうかという点であり、それは、ヨーロッパ諸国、EUの基準が0.9%以上であれば表示しなくてはいけないというルールもあって、精度の高い調査が行政によってしっかりと行われているのかということが心配事になっていると思います。

三重県も検査の精度は既にご上がっておりまして技術的に可能であると伺っておりますので、遺伝子組み換え食品に係る検査結果について、より詳しく公表するように改善すべきであると考えますが、御見解をお伺いします。

次に、2点目についてお伺いしますが、三重県内における遺伝子組み換え植物の自生は、名古屋港から四日市港へとつながる国道23号線沿いが特に自生の多い地帯と報告されています。

これらの遺伝子組み換え植物の分析結果は、国立環境研究所、環境省によると除草剤耐性があるものであると報告されていますが、このようにアブラナ科の遺伝子組み換え植物の自生が県内でも確認されている現状は自然環境や県内農業に影響を与えるものなのか、御見解をお伺いしたいと思います。

そして、遺伝子組み換え植物についての不安や疑問の声が上がっている今、三重県の農産品のブランドイメージを守るためにも、早期の抜本的対策を県に対して要望しておきたいと思います。

御答弁をお願いします。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） それでは、まず、私のほうからは、遺伝子組み換え食品の検査結果の公表についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、県の行う検査につきまして改めて御説明させていただきますが、遺伝子組み換え食品の検査には定性検査と定量検査があり、定性検査は、安全性の審査が行われておらず、流通、販売が認められていない遺伝子組み換え食品の混入の有無を確認するものです。また、定量検査は、国の安全性審査を受け安全であると確認された遺伝子組み換え食品の含有量を測定するものです。

日本で安全性が確認され、販売、流通が認められている遺伝子組み換え食品には、大豆、トウモロコシ、ジャガイモなど8作物がございますが、本県では、そのうち比較的輸入量が多いトウモロコシを対象に定性検査、また、大豆を対象に定量検査を行っております。

このうち、定量検査における国の基準では、食品中の遺伝子組み換え食品の含有率が、御紹介いただきましたように5%未満であれば、生産流通の管理が適切に行われているものとして、遺伝子組み換え食品を含有している旨の表示は必要ないとされております。

このため、定量検査では、食品中の遺伝子組み換え食品の含有率が5%以上であった場合に、含有している旨の表示が適正に行われているかどうかの確認を行っております。

定量検査における検出限界値は1%でございますが、本県におけるこれまでの検査では1%以上の数値が検出されなかったことから、検出限界値未満と表記して公表してまいりました。

今後、検出限界値以上の数値が検出された場合には、その旨を公表していきたいと考えております。

〔橋爪彰男農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（橋爪彰男） 遺伝子組み換えの作物等の農業への影響ということですが、おっしゃっていただきましたように、本県のほうにも、遺伝子組み換え作物の生態実態を見ますと、アブラナ科の一種でありますセイヨウナタネでその自生が確認されております。

遺伝子組み換えのセイヨウナタネの輸入についての規制なんです、これは法律がありまして、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律、ちょっと長いんですが、こういう法律に基づきまして、非組み換え作物との競合における優位性とか交雑性、まじる部分ですが、このことについて、環境省と農林水産省が共同して審査、承認を行っておりまして、今回の遺伝子組み換えセイヨウナタネが生物多様性に影響を及ぼすかどうかということについては、及ぼすおそれはないというふうな判断がなされているところです。

それで、農作物への影響なんです、大根、キャベツ、白菜、ナバナ等の野菜であるとか、近ごろは油の採取用ということでその栽培が増えております菜種があります。このアブラナ科のこの部分についてですが、生産現場のほうでは交雑を防ぐということで高品質の農作物を生産するというのもありまして、種苗会社等による厳格な管理のもとで生産されている種子とか種苗を使用して栽培するというようにしておりますので、今、自生している遺伝子組み換え作物からの直接の影響はないというふうに考えております。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） まず、北岡部長にちょっとお伺いしますけれども、今までの検査では1%以上の検査技術はあって調べてきたけれどもなかったの

非表示であったということですが、その旨について、つまり5%未満のものはなかったという表示はされていないですね。つまり不検出という表示だけですから、つまり、今、東京や広島なんかでも、確認も私もしましたけれども、完全不検出であるということと、5%未満であるということと、5%以上であるというふうに、三つの分け方をしながら表示をしているわけです、これはホームページで確認ができるものですが。

そういう分け方を今後していくべきだと、なおかつ、今、1%以上の検出技術があるんですから、そのこともないということも表示をしていくべきだというふうに思っておりますけれども、もう一度、答弁をお願いできますか。

○健康福祉部長（北岡寛之） 先ほど申しあげましたように、私ども、ずっと、検査を始めて以来、検出限界値に達しなかったということで、その旨を検出限界値未満であるという表示をさせていただいております。

もし、他県でも例がございますように、国の基準である5%未満であるけれども、例えば、2%、3%というような値が、出た場合にはそういった形で表示させていただくことになると思いますが、今まではそれすら、限界値未満であったということで、そういった表示をする必要がなかったといえ、そういうことでございますので、今後そういう数字が出てくればそういったことも検討させていただきたいと思っております。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） 今まで、ですから、申し上げているのは、未満であったことすら言われていないわけですから、そのことを表示して行ってほしいというふうに申し上げているのと、なおかつ3分割での表示をして行ってほしいということを申し上げているので、それについては出たときにしていただけるということですのでこの辺にとどめたいと思っております。

遺伝子組み換え植物が自生している問題については、先ほど法体系のお話もいただきましたけれども、現実には広がりつつあることをこのまま県として放置しておくわけにはいかないんじゃないかというふうに思っております、農林水産部の職員の方も、この問題が出始めたときに抜き取る作業のボラン

ティアにかかわった方もいらっしゃるようですね。

したがって、これ以上広がらないように、そして、環境省自身の調査が必要なくなるぐらいまで安心できるような、そういうアクションを起こしていただきたいなというふうに思っているんですけども、部長、ちょっとお答えいただけますか。

○農林水産部長（橋爪彰男） 交雑種なんかとがあるわけですけども、今、申し上げたのは、基本的にその法律に基づく心配がないという判断がされているということを紹介させていただきまして、そこの根拠といいますか、大きく影響評価の観点については大きく二つが挙げられておりまして、一つは、影響を受ける在来の野生動植物が国内に存在するかどうかということが一つですし、それが存在する場合は、影響の度合いがどうかという、こういう観点で評価をしているというふうに言われております。

今、申し上げた菜種等の品種については、日本在来の野生種が存在しないという、こういう判断がなされておまして、その交雑種については、今現在、先ほど申し上げましたように遺伝子の組み換えのセイヨウナタネと帰化植物である菜種の交雑種であると、こういうことで一つの判断がなされているということです。

さらに、今回お尋ねの、いろいろ住民運動とか、県民の方の不安という部分は確かにあろうかと思しますので、今後また、そういう部分での観点と法律との整合がない部分といいますか、受けとめ方の違い部分は私どもも一度配慮していきたいなというふうに考えております。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） よろしくお願ひします。

この問題につきましては、四日市公害が起きたときに市民の方々が少しずつ声を上げていただいて、昭和40年代にかなり問題が大きく、あのときはなりましたけれども、実は昭和35年の時点で、東京の築地の卸売市場で臭いにおいのする魚があるということからだんだんと発見をされていくわけがございます。

したがって、今回の国立環境研究所の調査ですとか、名古屋の方々の運動ですとか、そういったところから問題点がさらに大きくなっていくのではないかと心配をするものですから、どうぞアクションをとっていただきますようお願いしたいと思います。

時間になりましたので次に参りますけれども、県域を超える救急医療システムの確立についてであります。

県民の率直な思いを受けて、救急医療についてお伺いをいたします。

皆さんも記憶に新しいと思いますが、平成18年、奈良県の妊婦さんが分娩中に意識不明の重体に陥り、病院が救急車を呼び、19の病院に受け入れ不能と言われ、60キロ離れた国立病院に搬送され、男の子を出産後残念なことに命を落とされ、そのことで救急医療のあり方が社会問題化した事件のことでございます。

あの事件から8年近くたちますけれども、搬送時間は短縮されたのだろうか、もし自分の家族に何かがあって救急車を呼ぶことがあったとしたらどうなるのだろうかと思っておられる県民は多いと思います。

救急車を呼んで、到着してから搬送される病院に到着するまでの時間は、全国的には延びておまして、超高齢化社会により救急出動件数は増えているにもかかわらず、救急車や隊員の数は変わらないことが背景にあると言われております。

このような状況で、都道府県で唯一短縮に成功したのが、99さがネットというシステムを導入した佐賀県でございまして、先日、我々新政みえの会派視察にて佐賀県にお伺いして、このシステムの導入担当者から直接導入秘話をお伺いすることができました。

この99さがネットは、県内の救急車にタブレット型端末 iPad を配備し、現場の救急隊員が受け入れ可能な病院を瞬時に検索する仕組みで、登録病院は約120、各病院の受け入れ状況をリアルタイムで確認できるものでございまして、皆さんに資料をお配りしております。

このパネルでございましてけれども、（パネルを示す）左上に医療機関の画

面が映っておりますが、その入力状況で救急隊員が iPad で確認をして、今まで救急車が到着をしてから携帯電話で手当たり次第に病院の当直表などを頼りに電話をしていたということですから、このシステムを導入して短縮がなされたということなんです。

佐賀県での担当者のお話では、キーワードは見える化であったということでごさいます、これは、医療機関ごとの最新の搬入受け入れ時刻とその内容、24時間以内の搬入実績と受け入れ不可の時刻、処置中、満床、専門外などの不可の理由を、見える化によって救急隊員同士で共有できるようになったため、短時間のうちに同じ医療機関に複数の救急車が行かないように搬送先を選定することができるようになったということでごさいます。

医療機関においても、救急隊員が搬入実績を入力してくれることで、これは次のパネルの資料なんですけれども、（パネルを示す）自分の地域の救急搬送の発生状況や、ほかの医療機関の受け入れ状況を把握できるようになったとのことでごさいます。

また、総務省消防庁所管の救急隊と厚生労働省所管の医療機関の情報共有が進んでいなかったものを、データを共有、連動させることで縦割りを解消する方向に動き始めたということでごさいます。

そして、この救急車のたらい回しの改善に有効な佐賀発のシステムは全国へ普及し始めていて、奈良県や群馬県など5県で導入、今年度は神奈川や大阪など3府県が予定しているほか、導入を検討している都道府県は多く、会派視察中のプレゼンテーションの場で全国地図を示されました。導入を検討している都道府県は黄色く色が塗られており、何と三重県も黄色く色が塗られていたのであります。

そこでお伺いしますが、我々が三重に戻りまして、医療政策に造詣の深い北川議員の調査によると、三重県は伊勢・鳥羽・志摩地域で、携帯電話、スマートフォン等既存使用情報端末を活用するシステムを導入するということ。そして、津・伊賀・名張地域で佐賀県のように iPad の救急車への搭載をこの4月から導入予定とのことでもあります。

この地域医療再生基金を活用した救急医療に係るシステムの構築について、平成26年度4月より運用を開始し、帳票作成等の技術研修などを実施することですが、現在の進捗状況をお伺いします。

次に、運用コストについてであります。佐賀県ではこのクラウドシステムを採用したことにより年間4000万円の運用コスト削減を実現したという成果も上げておりますが、コスト削減効果は見込まれるものなのかお伺いしたいと思います。

さらに、伊賀・名張地域については、現在運用されている奈良県の救急医療システムと連携するなど、県域を超えた救急医療システムを確立する必要性は高いと思っておりますが、導入に向けた現在の検討状況についてお伺いしたいと思います。

議長、申しわけございません。時間の関係で、次、答弁者が同じですので、次、質問させていただければと思います。

次に、東日本大震災から学ぶ防災地域づくりとして、災害拠点病院の防災対策と医療クラウドの提言をしたいというふうに思っております。

パネルを見ていただければと思いますが、（パネルを示す）三重県の災害拠点病院の指定が、今、このような状況になっております。

この災害拠点病院の指定は、東日本大震災の前からこの制度はございましたけれども、3年前の東日本大震災で明らかになった課題に対応するため、平成24年4月からその指定要件が強化されています。その要件など、データチャートにしてわかりやすくしたものが次の資料、このパネルでございます。（パネルを示す）

県の保健医療計画の第5次のものでありますから少し古い情報になっておりますので、御了承いただきたいと思います。

このレーダーチャート、100%を目指して三重県は今予算措置をしていただいているところでございますけれども、そこで3点、お伺いしておきたいと思っております。

第1に、災害拠点病院の耐震性についてであります。

そして、第2に、震災直後から自家発電に切りかわり、自家発電容量を6割程度以上確保するための整備状況について。

第3に、衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備されているかについて。

それぞれの最新の状況についてお伺いしておきたいと思います。

そして、今回提言させていただくのは、医療クラウド化についてであります。

クラウドとは、直訳すると雲ということなのですが、電子データを保存するデータセンターがインターネット上に存在していると考えていただければわかりやすいと思います。

東日本大震災から学ぶ防災地域づくりとして、被災地の石巻・気仙沼地域で仮運用が始まっているのは病院などが電子カルテなどを相互に共有する新システムで、今後二、三年をかけて宮城県全域をカバーするのが目標で、第一歩を踏み出したようであります。

医療業界でこれまでにない取組として注目されているわけですが、個人情報保護の必要性から、自分のカルテを病院間で共有することに同意した患者一人ひとりに独自の16桁のIDを割り当て、その上で各病院や施設の利用者番号などと関連づけ、従来なら患者本人の記憶に頼るしかなかった過去の病気、そして、どこの病院でどんな治療を受けたかという情報を、医師がデータベースから引き出せるようになるものであります。患者が引っ越ししたり転院したり、旅行先でも病歴を確実に引き継げるものでございます。

電子カルテをクラウドに預けるというシステムが普及すれば患者側のメリットは大きく、地震や津波、火事でカルテは消失しないばかりか、遠くの出張先や旅行先で体調が急変しても近くの病院に駆け込み、診療してもらい、処置をしてもらえるなどがメリットとなります。

病院にもメリットはございまして、紙カルテの物理的な管理から解放されるとともに、検索は容易となり、電子カルテは検査画像とリンクできるので、画像にコメントなどを付加できることなどが言われております。

個人情報の漏えい問題がデメリットとなりますけれども、この点をクリアできれば前向きに検討していくべきものだと考えるのであります。

この災害拠点病院から進めてみてはというふう思うんですけども、石巻・気仙沼地域は人口29万人で、70施設が参加して仮運用とのことでございます。宮城県全域をカバーするのが目標とのことですので、現時点から三重県も調査研究に入っていただきたいと思うのでございます。

そこでお伺いしますが、災害時、救急時のときだけではなくて、平時であつても個人の許可があれば病院間で電子カルテを共有するという医療クラウド化について検討を始めるべきだと御提言いたしますが、御見解をお伺いします。

〔細野 浩健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） それでは、2点、救急医療に係るシステムの関係と、それから災害拠点病院の関係でございますので御答弁させていただきます。

まず、救急医療に係るシステム構築の現在の検討進捗状況、それから、システム運用のコスト削減についての考え方、もう一つ、奈良県のシステムとの連携ということで御答弁させていただきます。

本県におきましても医療機関への救急搬送人員が年々増加しておりますし、収容時間も長くなる傾向にございます。このような中、救急患者が早期に適切な医療機関に搬送されるためには、患者情報が現場の救急隊から医療機関に速やかに伝達され、収容可能な医療機関が早期に決定される仕組みを構築する必要がございます。

幾つかの地方公共団体では、ICT、いわゆる情報通信技術を活用した取組が行われておりまして、御紹介いただきました佐賀県をはじめとして、奈良県や岐阜県、大阪府などでは、救急車にタブレット型情報通信端末等を搭載して、リアルタイムでの患者情報の医療機関への伝達や収容可能な医療機関の選定を行うシステムを構築しておるところでございます。

本県では、平成23年11月に策定しました、御紹介いただきました三重県地

域医療再生計画におきまして、MIE—NET構築事業としまして、救急現場からの患者情報を医療機関とリアルタイムに共有できるネットワークをモデル的に構築することとしたところです。

現在、中勢伊賀地域及び伊勢志摩地域をモデル地域としまして、平成26年度の早期に運用できるよう、それぞれの地域の実情を踏まえたシステム開発や、医療機関、消防機関など関係者との調整を進めているところでございます。

具体的には、中勢伊賀地域につきましては、救急受け入れ医療機関が多数あることにより、搬送先の選定に時間を要すると考えられることから、救急車から複数の医療機関に患者情報を一斉に伝達し、医療機関から返送される受け入れ可否情報を確認できるシステムを導入していきます。

また、伊勢志摩地域につきましては、搬送先となる医療機関がほぼ限定されていることから、救急車から医療機関の医師に患者情報をいち早く伝達しまして、その医師の指示に基づきまして早期の処置、搬送につなげるシステムを導入していきます。

また、運用コストにつきましては、システムが長期的に持続可能となるよう、開発段階から地域の実情を踏まえつつ、工夫を図っているところでございます。

今後は、モデル地域での運用状況を見ながら、導入効果や課題を検証する中で、コスト削減にも十分考慮しながら、必要に応じてシステムの改善を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、奈良県とのシステムの連携でございますが、奈良県につきましてはリアルタイムで患者情報を伝達するシステムが導入されているということでございまして、当県においては中勢伊賀地域と同様のシステムの導入を予定しており、隣接する奈良県のシステムと連携することによりまして、県境を越えた救急搬送が円滑に行われるなど、一定の効果が見込まれるというふうに考えております。

いずれにしましても、本県におきましては現在、システムをモデル的に導

入しようとしている段階でございまして、まずは導入効果や課題を検証の上、県内の他の地域への導入をまず図ることを考えておりまして、奈良県との連携の可能性についてもその中で検討はしてまいりたいと考えております。

続きまして、災害拠点病院の耐震性等指定要件の関係でございまして。

災害拠点病院は災害時の医療救護活動の中心的な役割を果たす拠点施設でありまして、本県では地域の実情に応じて13病院を指定しているところでございます。

東日本大震災を踏まえつつ、厚生労働省が求める災害拠点病院の要件として、耐震化、自家発電装置の整備、通信手段のバックアップが挙げられていますが、災害拠点病院が災害時に機能を維持していく上でいずれも重要なものと考えております。

まずは、県内の災害拠点病院におけるそれぞれの状況ですけれども、耐震化につきましては、現在整備中であります三重大学の医学部附属病院を除きまして、全ての病院で措置をされているところでございます。

次に、自家発電装置につきましては、通常時の6割程度の容量と3日分の燃料備蓄が求められているというところでございまして、これを今満たしていない3病院のうち1病院は増設を進めております。残る2病院に対しましては、国の補助制度等を活用して整備を進めていただくよう、県としても働きかけてまいりたいと考えます。

次に、通信体制につきましては、広域災害・救急医療情報システム、EMISですけれども、これによりまして、災害拠点病院の被災状況や患者の受け入れ状況に係る情報を共有できる体制を整備しているとともに、衛星電話や衛星回線インターネットの導入等による通信手段のバックアップが現在図られているところでございます。

また、医療機関の所有する診療情報については、県内全ての災害拠点病院におきまして電子カルテが導入されており、県外のデータセンターへの保管、それから記録媒体の病院外への保管、院内の複数のサーバーによる保管などにより、データ喪失への対策が講じられております。

東日本大震災では、データを共有していた医療機関において、これをいち早く活用することにより、被災者の診療体制を整えることができたというふうに承知をしております。

こうしたことから、南海トラフ巨大地震の発生が想定される本県におきましても、オンライン化の是非も含め、データの共有とその迅速な活用が可能となる体制のあり方について検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） 御答弁ありがとうございます。

佐賀の99ネットを做ってのシステム導入は津からスタートするというところでございます。これも御期待を申し上げたいと思いますし、この後、北勢にもということに多分なってくるんだと思いますけれども、県は広域行政としてしっかり御調整を賜りたいというふうに思っています。市立四日市病院とか基礎自治体が運営する病院も多くあるわけでございますので、どうぞお願いしたいと思います。

後で、恐らく関連質問で北川議員がしっかり御質問いただけるというふうに思います。

あと、災害拠点病院のことでございますけれども、先ほどレーダーチャートを示させていただきました。これも時間のかかることだと思います。特にヘリポートを敷地内で設けるというのは難しい病院もたくさんありますから、そこは粘り強く、要件の緩和を申し上げるわけにはいかないかもしれませんけれども、少し離れたところでヘリポートを設けるなどして対応していただきたいというふうに思っております。

医療クラウド化につきましては、この後、オープンデータ、ビッグデータについての質問もさせていただきますけれども、なるだけ個人情報の漏えいがないような形で整ってきて、国民、県民に安心感が広がってくれば、その方向に私は進むのであらうと思っております、よく東日本の地域でスター

トを切っただけだなというふうに思っております。ぜひ研究を始めていただきたいと思います。

次に参ります。オープンデータ、ビッグデータによる産業活性化の可能性についてでございます。

最近、新聞やテレビをはじめとするメディアで取り上げられることが多くなってまいりましたオープンデータ、ビッグデータが産業を活性化させる可能性について御質問をさせていただきます。

まず、オープンデータですが、この定義は、総務省の平成25年版情報通信白書によると、既に各省庁のホームページ上で各種データの公開が進んでいるが、意義や目的に合致する形でのオープンデータと言えるためには、第1に機械判読に適したデータ形式で、第2に二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータである必要があるという目的論的に定義されております。

平たく言えば、行政が情報公開で提供する資料ですが、電話帳ぐらいの分厚い資料で公開しましたというのではなくて、そのデータがその後活用がしやすいように、分析がしやすいようにデジタルデータで公開していくということだというふうに思います。

先進事例として私が注目したのは、平成25年4月より千葉市が、公共工事の際に調査されるボーリングデータの情報提供を行った事例です。

そして、千葉県の地質データも合わせた地質情報は、新たに建築物を立てようとする開発事業者や、地盤沈下や災害時の液状化現象などに対応するために産業界が知恵を出し合う土台となっています。

私は、三重県が持つ情報を、個人情報の保護をしながらオープンデータ化に取り組んでいけば、県内産業の活性化に役立つものになると考えております。

また、ビッグデータについてですが、先日のNHKスペシャル「震災ビッグデータ」という番組をごらんになった方も多いと思います。この番組では、産官学の垣根を超えて、東日本大震災に関連した膨大な電子情報を防災に生かそうという動きが加速していることが特集されておりました。

ビッグデータとはその名のとおり膨大な電子情報のことであり、例えば、震災直後の膨大なツイート、ツイッターでのつぶやきから、人々がパニックに陥っていく一部始終が浮き彫りになり、首都圏の大混乱の全容を解析することにより、次の巨大災害に備えた防災対策を導き出すという研究が始まっております。

パネル資料を用意しましたのでごらんいただければと思いますが、（パネルを示す）ビッグデータを構成する各種データというこの資料ですけれども、この左上のソーシャルメディアデータとありますが、これは、先日、中村欣一郎議員も鳥羽での災害時にフェイスブックの情報共有のことを少しお話しになっておられました。

わかりやすいビッグデータの活用事例としては、人間は行動を起こす前に言語化することから、マスメディアやソーシャルメディアを自然言語の処理技術で解析し、マーケットの雰囲気を数値化するということが可能になってまいりました。例えば、ヤフーの検索ワードから、景気がよいとき、悪いときに検索されるワードを分析し景気動向を推測するということは、このビッグデータを活用している事例で最近よく紹介されるので御存じの方も多と思います。

広域自治体での先進事例は、埼玉県と本田技研工業株式会社との間で結ばれた協定により、公道を走る車両に取りつけられているカーナビの技術を用いて、走行車両の急ブレーキが行われた地点のデータをビッグデータとして解析して、急ブレーキが多発している箇所の特定制と原因究明を行い、埼玉県内160カ所の安全対策を実施した結果、急ブレーキが約7割減、人身事故も2割減少したという報告があります。これは、知事もよく御存じだと思います、全国知事会での表彰もされた事案でございますけれども。

このように社会的課題の解決に資するビッグデータはソーシャルビッグデータと位置づけられ、交通、エネルギー、インフラ保全などの分野において、民間などの知恵をかりつつ、その利活用を推進すべきだと考えるのでございます。

そこでお伺いしますが、パネルを、資料を御用意しました。ICTを活用した産業活性化の推進というパネルです。(パネルを示す)

これは私がレクのときに担当部局からいただいた資料でございます。知事部局がおつくりになった資料ですので知事のほうから御紹介いただけたと思いますけれども、三重県において行政保有のデータをオープン化することやビッグデータを活用することによって、経済、産業の振興や雇用の創出にどのような効果が生まれるものなのか、なるべく具体的に、県民の暮らしの変化がイメージしやすいように御答弁をいただきたいと思います。お願いします。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事(鈴木英敬) オープンデータ、ビッグデータを活用した産業振興というところでございますけれども、近年、ビッグデータを高速かつ簡単に分析できる技術が登場し、ビッグデータを活用すれば、これまで予想できなかった新たなパターンやルールを発見できると言われています。

これは、先ほど議員からも御紹介があった埼玉県などは、本当に典型的な例だと思います。

ビッグデータには、オープンデータをはじめ、健康情報や位置情報、気象情報など、様々な分野で活用できるデータが含まれているため、新たな市場の創出が期待されており、経済効果については、総務省情報通信白書平成25年度版によると年間約7.7兆円と予想されています。

こうしたことから国においては、ICT、ビッグデータなどを活用した高付加価値の新産業、新サービスの創出をICT成長戦略に位置づけており、オープンデータの推進にも取り組んでいるところです。

県内でも、玉城町が健康管理とバス利用のデータから外出と健康づくりの関連を分析し、新たなサービスへの活用や、外出先から一番近い避難所を検索することができるアプリケーションなどを開発するICTを利活用した安心・元気な町づくり事業が開始されています。

庁内においては、県が保有する公共データのオープン化について検討を行

うため、関係課で構成するオープンデータ推進ワーキングを設置したところ
であります。

また、県内外の37社・団体が参画した産学官の連携によるみえICTを活用
した産業活性化推進協議会を平成25年7月に設立し、観光、健康といった
テーマごとにビジネスモデルの検討を進めています。

例えば、三つぐらい申し上げたいと思いますけれども、桑名市陽だまりの
丘では、超小型電動モビリティのシェアシステムの導入や、まち全体のネット
ゼロエネルギータウン化、HEMS、ホーム・エネルギー・マネジメント
・システムを導入したスマートタウンの整備を進めています。こうした陽
だまりの丘での取組と連携し、HEMSを利用した子育て支援、見守りサー
ビスなどのビジネスモデル、これは、電気をどういうタイミングでどれぐら
いどういうふうに使うかというライフスタイルを見る中でどういうサービス
を提供するのがいいのかというのを見ていこうというものです。

また、観光のところでは、スマートフォンアプリなどを利用して、観光客
の属性情報や行動履歴情報を収集、分析し、県内周遊ルート、災害時の避難
誘導などの観光客向けサービスのビジネスモデル。

健康診断データなどの活用による、妊娠・出産、子育てなどのライフス
テージに即した切れ目のないサービス提供のビジネスモデル、健康診断の状
況を見まして、このタイミングでこういう予防接種を受けたほうがいいです
よとか、いろんなこういう予防をしておいたほうがいいですよとかというよ
うなサービス提供をしていくようなモデルです。

あわせて、誰もがビッグデータを活用したビジネスに参入できるような共
通プラットフォームの構築について検討をしております。

今後は、企業や市町、関係機関に対しまして、やはり多様なプロジェクト
を生み出していくためにも、さらに協議会への参加促進を図りつつ、それか
ら市町とも連携しながら公共データのオープン化に向けた検討を行うととも
に、本協議会で検討しているビジネスモデルをプロジェクト化することによ
り、新たなビジネスの創出を図ってまいります。

また、全国の自治体におきましてもビッグデータ、オープンデータの活用について取組が始まっておりまして、先ほど御紹介いただいた千葉市、それから福岡市、奈良市、武雄市などで構成するビッグデータ・オープンデータ活用推進協議会というのがあるんですけれども、そこでアプリコンテストやオープンデータポータルサイトの運用などの取組を進めていますが、本県も本協議会に平成26年度から参画し、連携、情報共有を行っていきながら、全国で展開できるビジネスモデルの構築も目指してまいります。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） 御答弁ありがとうございました。

先ほど、参加表明のお話の中で武雄市の話がありましたけれども、武雄市もつい先日、会派視察でお伺いをいたしました。先進的にフェイスブック課をつくられたり、取り組んでおられるところでもございました。ぜひ知事も参加をして、恐らくかなりの影響を受けられるというふうに思うんですけれども、頑張ってくださいと思います。ちょっと気になっているのはやはり、前段の医療クラウド化のときに、個人情報保護の話、そことの兼ね合いをうまくとれた新しいシステムが前進していくというふうに思っておりますので、お願いしたいということと、あと、佐賀県に会派でお伺いしたときも担当者がおっしゃっていたのはデータサイエンティストの養成なんですよね。どれだけビッグデータを集めたとしても、それを解析する技術を持つ担当者が育っていないということ。これはこの後お話をするグローバル三重にも絡んでくるんだと思っておりますけれども、アメリカが一番進んでいますけれども、そこから人材を採用するのかということも含めて重要なことだというふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次ですが、グローバル三重教育プランによる人材育成について、教育長にお伺いをしたいと思います。

このプランによりますと、県立高校で短期、長期を含む海外留学を実施する校数を、現在の3校から平成28年度に58校にするとしています。この目標は大変チャレンジングな数字でありまして、このプランをぜひ応援したい、

留学したいと考えている高校生たちを応援したいというふうに思っておりますので、まず、このプランの趣旨、目的をお伺いしておきたいと思います。後ほど御答弁いただければと思います。

このプランで、世界で活躍できる人材の育成につなげていこうとする県教育委員会の思いは十分通じておりまして、しかしながら、これだけの人材育成プランですから、高校生を留学させることについて、幾つかの課題と説明責任が県教育委員会にあると思いますのでお伺いしておきたいと思います。

まず、留学生家庭への経済的な支援についてであります。

これは予算化もされております。語学留学に係る費用というのは大変たくさんございまして、留学保険、ホームステイ等滞在費や学費や、原則的に私立高校にしか行けないアメリカやイギリスなどは、年間の授業料、滞在費などを入れると300万円以上の費用がかかると言われていますけれども、経済的に留学費用を出すことが困難な家庭にどのような支援メニューを考えておられるのか、お伺いしておきたいと思います。

次に、将来、グローバル人材となり得る高校生に留学の場を与えるというこのプランでは、どのようにグローバル人材となり得る人物を高校生から選出するのか、お伺いしておきたいと思います。

そして、留学先で起こり得る犯罪に高校留学生が巻き込まれる可能性の捨て切れない中で、安全対策などをお伺いしておきたいと思います。

最後に、県教育委員会としての留学支援体制についてであります。先進的にグローバル教育に取り組んでいる広島や京都、あるいは兵庫などでは、高校時代に留学経験のある非常勤嘱託職員を留学相談員として配置しているようであります。県教育委員会でもこのように留学支援体制を整備する必要があると考えますが、御見解をお伺いします。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） グローバル三重教育プランの趣旨、目的並びに留学に対する経済的支援策、選考方法、安全対策、留学支援体制についての回答をさせていただきます。

現在、社会経済等のあらゆる面におきまして、グローバル化が急速に進展しています。このような中、三重県では、国際的な舞台上で積極的に活躍、発信できる力や、自分の考えや意見を適切に伝えられる能力などを育成するため、グローバル三重教育プランを策定したところでございます。

このような力を育成する手段の一つとして、高校生の留学促進を当プランの中に位置づけています。

まず、留学促進のための経済的支援といたしまして、国事業を活用し、原則1年間の長期留学3名、原則2週間以上1年未満の短期留学20名を目的に、それぞれ30万円、10万円の補助を申請する予定です。

本県といたしましては、この国事業とは別に、県独自でも同人数、同額分を予算化し、支援の拡大を図ることとしております。

また、選考につきましては、県事業における留學生の選考については、学校単位での応募などを前提としている国事業を補完する制度となるよう、チャレンジ精神のある高校生が幅広く応募できるような選考基準を策定していきたいと考えています。そのため、学力だけでなく、志や意欲も総合的にはかることができるよう、小論文や面接の実施も含めて選考方法を検討しているところです。

さらに、留学促進事業の推進に当たりましては、高校生の安全・安心を担保することが最優先でございます。そのため、海外渡航情報や海外での安全確保の手段、留学先の生活習慣を学ぶなどの機会を提供できるよう、外務省や関係機関と連携するとともに、事前オリエンテーションなどの実施を検討してまいります。

留学の相談等に係る支援体制につきましては、グローバル三重教育プランを教育委員会全体で取り組むために、留学促進も含めて進行管理を担当する職員を1名配置して対応することとしております。

特に、留学に係る相談体制につきましては、留学に関するノウハウを有する関係機関と連携をとりながら担当者を中心として対応し、高校生の留学がより効果的なものとなるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔16番 水谷正美議員登壇〕

○16番（水谷正美） 御答弁ありがとうございます。

非常に期待しているプラン、事業でございますのでよろしくお願ひしたいというふうに思っておりますけれども、やはり、僕自身のフィールドワーク、議員活動以外のフィールドワークの中で、海外に大学生をインターンシップという形で送り出すという事業にNPOで取り組んでいるんですけども、教育長はよく御存じだと思いますが、ルーマニアで女子大生が殺害をされた事件があった後、実は私どもが運営しているNPOでは一時中断をしたままになっていまして、これは、ルーマニアのあの事件は、世界最大の海外インターンシップの事業を展開している海外のNGOですけども、アイセックさんが日本から留学生を出した事案だったんですね。やはり、安全対策という面では相当、教育委員会の体制としてしっかりしたものをとっていただいたほうがいいだろうというふうに思っています、私どものNPOでの活動の中では、日本国内の、例えば大使館とか、そういったところへのインターンシップに今切りかえているんですよ。

これは一つアイデアなんですけれども、例えば三重県の海外との連携が進んでいる四日市にありますI C E T T、あそこに高校生を留学経験の前に研修に行っていただくとか、県内で海外の文化や考え方を学べるところに送り出すというような、そういったインターンシップなり研修も考えていただければどうかというふうに思っているところでございます。

あと、問題というか、課題と申しますか、どういった高校生がグローバルな人材として育つであろうから県の支援として留学経験をしてもらおうのか、その選出なんです。

これは、いろんな先進事例、都道府県で取り組んでおられる事例を見ると、成績が内申の調査で4.0以上とかあるわけですが、果たして英語が現時点で、高校生の時点であまくしゃべれて、勉強がそれなりにできているということだけでは、グローバル人材というふうに将来なるとは限らないだろうと、し

たがって、そこで、高校の校長の副申、推薦状をつけるというような、そういう提案になってくる、考え方になってくるわけですが、ここは一度、例えばスポーツに精通しているとか、あるいは音楽に精通してそのことで外国人とコミュニケーションがしっかりとれるという子も、内申等だけではなくて採用いただければなというふうに思いますし、どういう子がグローバル人材で将来育っていくかというのは本当にこれからのことですので、教育委員会でしっかりそのあたりを御議論いただければなというふうに思っております。

時間があと1分となってまいりました。

今回はちょっと、オープンデータ、ビッグデータですとか、医療クラウド化ですとか、コンピューター関係のお話が多かったかなというふうに思っておりますけれども、この政治という世界にイノベーションが起こっていくであろうというのは、先ほどの佐賀の事例のiPadの話ですとか、オープンデータやビッグデータの今後の動きだというふうに思っております。

そのあたりを敏感に感じていただいて知事のほうでは動いていただくということでございますので、御期待を申し上げたいと思います。

質問を終結したいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（山本 勝） 暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（前田剛志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（前田剛志） 県政に対する質問を継続いたします。19番 小野欽市議員。

〔19番 小野欽市議員登壇・拍手〕

○19番（小野欽市） こんにちは。自民みらい会派、津市選出の小野欽市でございます。

まず、冒頭に、朝日町の犠牲になられた方及び御遺族の皆さんに心から哀悼の意を表明させていただきます。また、警察の皆さんには、一部に大変行き過ぎた報道の皆さんもおられたようですが、よく地道な捜査を重ねて犯人の検挙にまで努力されたことに敬意を評したいと存じます。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、1番、平成26年度三重県一般会計の当初予算のポイントから数点伺ってまいりたいと存じます。

雇用の拡大、改善策はとして、まず、障がい者実雇用率向上についての、知事と山川部長、あるいは三重労働局の局長とのトップによる企業訪問の成果についてであります。平成26年度の雇用経済部において、現在の三重県の障がい者実雇用率が全国45位であることを深刻に受けとめ、実雇用率を向上するために知事と雇用経済部長や三重労働局長が企業訪問を行って、あるいは三重労働局との連携で努力をされるとした施策や取組、また、フレンテみえでのステップアップカフェ（仮称）のオープンと、誰もが働きやすい環境の整備に取り組まれるという決意で平成26年度の予算を編成されたと説明がございました。

さて、そこで、このようなトップによる訪問で各企業はかなりの確度での雇用についての枠をお考えいただけけるのかと期待をしておりますが、この成果と今後の展望はいかがか伺っておきたいと思えます。

私が先日勉強に伺った岡山県では、知事が国の支援を受けながら各市町との連携を考えて、各市町に障がい者のための雇用拡大策の検討をお願いし、現場では各市町の職員がワンストップサービスでハローワークと一緒に出向

いたり、あるいは的確な就業ができるように相談に乗ったりして、数値目標を掲げながら努力をしています。現実に岡山県総社市では、あと2年で目標である障がい者雇用1000人が達成できると言われております。

さて、我が国は、昨年当初からの国の大型補正予算が組まれたことや、アベノミクスの3本の矢が国際的にも評価されつつあり、これまでの円安が是正され、国際的にも日本経済への期待感が日本の株の評価向上にも結びつき、過去10年余りの暗い経済から脱却したかに見えるものの、今年の民間企業のベースアップ動向や4月に導入される消費税8%への引き上げの影響がどれほどのぶれになるかによっては、国の平成26年度予算の成立が待たれる中ではあっても、今、さらに一段の景気対策を考えていかねばならない、微妙な場面かとも考えられます。

三重県においては、今般の三重県中小企業・小規模企業振興条例によって、より綿密な金融支援に取り組み、地域を支える小規模零細企業への手厚い支援がなされるものと期待をしておりますが、この新しく制定される制度が、昨年11月に雇用経済部で決定された雇用対策課の業務委託費のような、委託費受け取り側が先に委託費総額の約10%の金額を三重県に預け入れさせられることで正式契約になるような制度ではないことを、ぜひここで確認させていただきたいと存じます。

この制度は、三重県出納局が業務委託費を支出するためには、前もって負担金を企業から支出させるという、何とも納得のいかない規定が生きております。

事業を進捗させるに当たって、企業側は1銭でも多くの金額を事業に費やしたいものですが、三重県の規定は、業務委託するからには、業務委託が決定して企業側に通知が届いたら速やかに、条件として保証金を先に納めなさいというふうに求めています。

これは、過去において導入預金として民間企業が指摘され問題になった制度と同じ発想でもありますし、また、今から10年ほど前に公共事業の前払い制度を受けて計画倒産する企業が頻発したころの反省に基づいた善後策がま

だ残っているとしか考えられません。

知事はこのような行政のあり方を御存じであったのかどうかと思いますが、ぜひこの点は、国への働きかけで、しなければならぬ条項をせめてできる条項に変更していただくようお願いをいたします。

また、今回制定される三重県中小企業・小規模企業振興条例での金融支援での金利は、当然市中金融機関のそれよりは低くなるものと存じますが、いかがか伺っておきます。

もう一つ、この項目の中でお伺いしますが、ミラノ国際博覧会準備の中身についてであります。

ミラノといえばイタリア、服飾、デザインのメッカでもありますが、その地で開催をされる国際博覧会への三重県の出品が、メインテーマが食文化であるために、三重県の食を中心に企画をして参画される予定との説明でございました。しかし、説明の中には、食文化、食材とともに三重の伝統文化もと付言もございましたので、今日は当局の皆さんは十分に御理解いただいているとは存じますが、三重県の明治以来の産業振興の原点でもある、いとへんの代表作品をここにお持ちして、このような産業もお忘れなきようをお願いをさせていただき次第であります。

初めに、ここにございます、これが津市のおぼろタオルの商品。（現物を示す）これは、赤ちゃんの肌にも優しいということで、重ね織りで非常におぼろげな織りが入っている、おぼろという特許を持っているということです。今、首都圏で開催をされるイオン関連の三重県フェアにも出品をしていただいております。

次に、有名な松阪木綿ですけれども、（現物を示す）これ、松阪木綿のペットボトルのケースと、何か首に巻くそうですが、おしゃれな、知事には似合うかもわかりませんが、結構高いんですね、これ。

それから、今日はお持ちしませんでした、伊賀からは、くみひもの斬新なデザインの大きな根付なんかは、今、伊勢のおはらい町等でかなり好評を得ているようであります。

このように、今もなお商品として活況なものがたくさんありますので、この点もよろしくお願ひしたいと思いますが、以上、この項について3点お伺ひをしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私のほうからは、障がい者雇用促進のための企業訪問の成果について答弁させていただきます。

法定雇用率未達成企業に対する指導につきましては、県内の法定雇用義務のある民間企業989社のうち、未達成企業530社、これは53.6%になりますが、を対象に、全ての企業を三重労働局とハローワークで訪問指導するとしておりまして、このうち、一定規模、おおむね従業員200人以上の企業50社については、三重労働局が重点的に訪問することとされています。

このような取組を踏まえまして私は、地域への影響力が大きい企業、雇用不足数の多い企業、障がい者雇用推進の中核的な役割を担っていただくことを期待する企業、改善の取組にさらなる指導が必要な企業などの視点から、これまでに民間企業6社と1自治体を訪問しました。

このほか、部長以下、雇用経済部の職員も民間企業13社を訪問しています。

障がい者雇用率改善プランを公表し、私どもが企業訪問するという要請をさせていただいたこともあって、訪問の前からそれぞれの企業において法定雇用率達成を目指す取組の検討がなされておりまして、例えばハローワークの面接会等に積極的に足を運んだり、特別支援学校からの実習を受け入れるなど、採用に向けた取組を強化しているとか、定着率を高めるための取組を企業全体で検討しているとか、現場の仕事は危険性があるので障がい者に適した仕事を慎重に検討しているとか、自社の業務に限定せず、障がい者が生き生きと働ける環境づくりや事業の創出として、例えば特例子会社の創設を検討しているなどに取り組んで、既に不足数を解消しつつあったり、その取組を役員会で決定したなどの状況をお聞かせいただいたところであります。

訪問した企業のほとんどが、私が訪問したことを真剣に受けとめ、さらに積極的に障がい者雇用に取り組んでいこうとしている意気込みを感じたとこ

るであります。

このように、私も先頭に立って現場に足を運び、経営者の方々の生の声を伺ったことは、今後の取組を進める上で非常に意義があったのではないかと考えております。

こうしたことから、今後も三重労働局等と緊密に連携し、関係機関等との情報共有を図りながら、企業訪問をはじめとした障がい者雇用の推進に向けた取組を進めてまいります。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 私のほうから、ミラノ国際博覧会において、食だけではなく、伊勢木綿とか松阪木綿、いとへの産業と言われましたが、情報発信をしていくことが必要ではないかということで御答弁申し上げます。

本県の伊賀くみひもや伊勢木綿といった伝統産業や、陶器、タオルなどの地場産業は、三重県の歴史、文化、風土と密接に結びつき、脈々と営まれ、これまでも地域を支えていただけてだけでなく、本県の魅力を語る上で欠かせないものと認識しております。

そのため、これまで異業種連携を通じて新分野開拓を支援する国の新連携事業でございます、今、議員が御指摘になったやわらかいタオルの新商品開発等の支援を行ってまいりました。

ファンド事業では、クールビズに対応した桑名サンダルの新商品開発をはじめ、232件の取組を支援してまいりました。

さらに、県窯業研究所等と連携し、萬古焼、伊賀焼等の製品試験やデザインの改良なども行ってまいりました。

また、昨年度から、伝統工芸や地場産業の抱える問題点の聞き取りや再評価を行うとともに、伝統工芸品を活用した食シーンや生活空間を提案する新しい取組についても議論を重ねてまいりました。

その中では、海外展開やライフスタイルの変化への対応の観点から、デザイナー等々の専門家の活用を行いたいが、県内では出会いの場が少ないなどの現場の声をお聞きしたことから、豊富な知識、経験を持つデザイナー等を

活用して斬新なデザインや新しい用途の新商品開発や、国内はもとより、海外への販路拡大の取組につながるよう支援を行ってまいりました。

特に、海外展開の支援について言えば、グローバルビジネス創出促進事業において、県内外のデザイナー等と事業者との県内でのマッチング相談会を開催し、それらの人と人との交流連携から現在のライフスタイルに合ったデザインによる商品づくりや販路開拓を支援してまいりました。

商品づくりの取組の成果として、例えば振って飲むお茶のペットボトルや、だし汁の風味を引き立たせる萬古焼のだしポットなどの新商品の開発のほか、特に繊維産業などの関係では、伊勢木綿に伊勢型紙の模様を染めたバッグや着物、伊賀くみひもと真珠を組み合わせたブレスレットなど、海外なども視野に入れた新商品が生み出されつつあります。

今月には三重テラスにおきまして、首都圏のファッションブランド3社と、伊賀くみひも、伊勢木綿など伝統工芸品の事業者が連携して新商品の魅力を情報発信し、販路開拓につなげるための展示会を開催いたします。

今後は、これらの商品に歴史、文化、人などの情報も組み入れて効果的に発信するなどし、海外でも売れる商品づくりを支援していきたいと考えております。

以上でございます。

〔中川弘巳会計管理者兼出納局長登壇〕

○会計管理者兼出納局長（中川弘巳） 2点目の、雇用対策課の業務委託費支出の課題解決をの、契約保証金制度について御答弁をさせていただきます。

契約保証金については、地方自治法第234条の2第2項で、普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金は当該地方公共団体に帰属するものとする規定し、また、地方自治法施行例第167条の16第1項において、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならないと規定しています。

この契約保証金制度の目的は、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときの代償を課すことで損害賠償または違約金に充当することに加えて、契約相手方の適正な履行を促すことにあります。

このように、契約保証金の制度については国の法令等に基づいて規定しているものですが、県としても契約の履行確保の観点から必要な制度だと考えています。

一方で、小規模企業等にとって事業資金の調達が負担となることも考えられます。契約制度上、事業者が事業を円滑に進められるよう、必要となる経費を前もって支払う概算払い制度もあり、この設定については、個々の事業、個々の契約において、契約する所属が決めることができるものとなっております。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

○19番（小野欽市） それぞれに御答弁をいただきました。

知事の各企業の訪問も、いろんな取組をさせていただいているんですよというのですが、とにかく自治体は一つだということですし、何か何うところによると、本来は、自治体の首長、皆さんお集まりいただいて、知事からお願いをする場面もお考えはいただいていたようなこともありますが、雪で飛んでしまったというところもあるようです。ぜひそういう各自治体の首長と、その障がい者の雇用を上げることが全体の扶助費の削減にもつながるし、それから、それぞれの障がいをお持ちの方が生きがいづくりにもつながっていくことにもなりますので、ぜひそこら辺、真剣にお取組をお願いしたいと思います。本来は健康福祉部も一緒に取り組んでいただいて、県社会福祉協議会なんかも枠の中へ入れて、もう少ししっかりとした体制ができるようにぜひお願いをしたいというふうに思います。

それから、業務委託費の話ですが、県の職員の皆さんというのは、県の職員を罰するときは性善説でやるんですよ。鳥羽港の例のしゅんせつや何かの問題が出たときも、本来は職員というのは何も悪いことをしないんだという目線で、なかなか職員の処分はしませんでした。

ところが、今、出納局からの答弁のように、一般企業についてはやはり代償を課さなければいけないんだと、これは適正な法律の規定だからやっていくんだと、そんなふうなことを考えて、あなたたちはタックスイーターなんですよ。タックスペイヤーはどっちなんだということを考えて、やはりそのところの取組をもう少し親切にやっていかないと、先ほど御紹介した業務委託のは、障がい者を雇用している施設で、なおかつ、これから2カ年かけて事業をやっていく方が、やはりそこで10%納めることで当初予定していた支払いもできなくなってしまって困っているというようなこともあるわけですね。

やはり、しっかりそこら辺、御相談はいただいた上で、この障がい者の施設なんかでも、場所は津市にありますけれども、大王町から、名張から、あるいは伊賀市から、それぞれ障がいを抱えた人が通勤をされて働かれているという現実もあるわけですから、よくお考えをいただきたいというふうに思います。

それから、金利についての御答弁はいただきましたかね。

○雇用経済部長（山川 進） 今回の条例に基づきます金融制度については、三重県版向上計画の認定を受けた中小企業、小規模企業の方には、一般の利率より低いということで、金融機関の協力を得ながら県が利子補給を行うことでやっております。

一般の小規模事業資金は利率1.75%でございますが、今回は0.2%低い金利としていきたいと考えております。

以上でございます。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

○19番（小野欽市） 若干下がるということですが、これから先、まだまだ景気の動向がよくわからないところですので非常に心配される部分もありますから、ぜひ温かいそういうふうな中小企業、小規模企業に対する条例の趣旨を生かして対応していただきますようお願いをしたいと思います。

ミラノ国際博覧会の紹介なんかを調べてみますと、モリゾーやキッコロま

でPRで一役買うようなことにもなっているようですし、それから、その中心になる日本館というのは日本の木を使いながら海外にPRをしていく、そこには伝統産業も当然入ってくるわけでしょうし、国としては農林水産省、経済産業省が中心になってやっていくんだということです。ぜひそこに、三重県、森林もたくさんありますし伝統産品もたくさんありますので、立派な参画ができますようお願いをしたいというふうに思っております。

まだこの点についてはたくさん伺いたいところもありますけれども、ちょっと時間の関係で次に進ませていただきます。

2番の公共事業についてですが、特に県土整備、農林水産両部にかかわる工事等発注について、最近の工事入札の不調がたびたび繰り返されることに関して、来年度予算を執行するに当たって特に注力していこうとする点は何か伺っておきたいと思います。

例えば、東京都における築地市場の建設工事の不調をはじめ、昨年、津市のサオリーナ、いわゆる三重県産業支援センターを総合的なスポーツ施設に改築するための入札が2度にわたり不調となっております。

また、県では斎宮歴史博物館についても不調になり、予定されていたイベントには間に合わなくなっておりますし、桑名市における命にかかわる病院建設工事もそうであります。

このような東日本大震災からの復興に向けた工事が本格化をし、また、アベノミクスの成長に向けたシグナルに呼応して、さらには国土強靱化プログラムへの期待もあって、今、東北地方や首都圏をはじめとして日本各地において大型工事が予定されることになって、建設資材や人員、特に技術を持った人不足が言われております。

価格が合わない、工賃が低い、業者がいない等、聞こえてくるのは一時のバブル時を思い起こすような話ばかりであります。しかしながら、公共工事は民間工事とは違って資材の高騰や人件費の上昇にそう簡単に合わせられるものとも思いませんので、今後の県の発注については特段の配慮が必要になってくると存じますが、管理責任者の兼務、あるいは資材調達、発注時期

の分散化等、どのようにお考えか、当局の御説明をお願いしたいと思います。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 今後の公共事業の発注についての配慮ということで答弁させていただきます。

最近、大型の公共建築工事を中心に、入札不調、不落が発生していることが全国的な課題になっております。

三重県内においても、大型の公共建築工事で入札不調、不落が発生しております。

また、公共工事全般においても、平成24年度に比べ増加傾向にあり、必要な対策を講じているところでございます。

国土交通省では、予定価格が実勢価格と乖離していることなどが主要な原因であるとしており、最新単価により予定価格を設定することを徹底するなどの取組を進めております。

県においても、実勢を踏まえた適正な設計単価による予定価格の設定のため、平成26年2月1日に、設計労務単価を約7%引き上げております。

また、2月1日以降に契約する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を算出しているものについても、新労務単価に基づく請負代金額に変更できるというような特例措置の適用も決め運用しているところでございます。

一方、建設資材のほうにつきましても、この単価につきましても、通常4月と11月に改訂しておりますが、最近の市場動向を踏まえ、2月1日と3月1日に鉄筋や形鋼などの鋼材単価を上げたところでございます。

また、契約後、資材や労務単価が高騰するなどの変動に備え、いわゆるスライド条項を設定し、受注者からの申請に応じて請負代金の変更ができるとしているところでございます。

特に今回、2月1日から適用した新労務単価の上昇を受け、工期を2カ月以上残す工事については、賃金等の急激な変動に対応するため、インフレスライド条項、これを適用するようにしたところでございます。

また、議員御指摘のように、近年建設業においては若年者の入職が少なく、

人材確保や育成が重要な課題となっております。

このような状況の中、県では平成24年3月に三重県建設産業活性化プランを策定し、技術力、地域貢献、経営力の三つをキーワードとした取組を行っており、すぐれた人材の確保、育成についてもその取組の一つとして推進しております。

平成26年度には新しい取組として、厚生労働省の地域人づくり事業を活用して、建設業における若年者の入職促進、人材育成を支援するとともに、在職技術者についても、関係団体と連携し、研修等を通じてスキルアップを図っていくこととしております。

地域の建設業は、災害時等の安全・安心の確保や雇用を支える産業として極めて重要な役割を担っており、今後とも、三重県建設産業活性化プランに基づく取組、ここにおきましては、今、議員御指摘のように、発注時期の分散化とか、いろいろなそういう項目もあります。そういう項目を網羅して着実に進めることにより、建設産業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

[19番 小野欽市議員登壇]

○19番（小野欽市） 公共事業については特に、先ほど申し上げましたように裾野が広いだけに影響力も大きいので、的確に対応していただくように、今お伺いした様々な政策、施策で対応をしっかりとお願いしたいと思います。

ただ、今、新聞で尾鷲市の中学校の問題が出ておりますように、やはりこちら側が適正に対応してもよからぬ業者も出てくるわけですから、そこら辺、スピード感を持って対応できるところはやはりやっていただかないと、真面目な業者さんが不利益をこうむるようなことではいけませんので、その点もぜひよろしくお願ひしたいと思います。

さて、次にこのパネルをごらんいただきたいと思うんですが、（パネルを示す）三重県の道路事業についてですが、実は今年、今日はもう3月5日ですけれども、今年1月3日の中日新聞の報道で、リニア新幹線の駅が亀山市に地上駅でできるよという報道がございました。

これまで知事を中心として三重県は総力でリニア新幹線の誘致ということ
で活動しているわけですがけれども、やはりこの点、しっかりと報道をされて
よかったなと思いますけれども、いよいよこれで、リニア新幹線、名古屋から
南側の駅の建設で亀山市に決まったということになりますと、やはりこの
点で、亀山市に人、物、金、情報というものがずっと集まってくるわけ
ですから、これをやはり三重県の発展に生かさない手はないと思います。ぜひ
このチャンスを生かして三重県の総合的な道路政策というのをしっかり考
えていただかなきゃいかんと思いますけれども、今、三重県の道路の状況は非
常に、これまでどちらかという中南勢部分に偏って整備がされてきており
まして、紀勢自動車道の熊野尾鷲道路、あるいは中勢バイパスというところ
は整備はされてきましたけれども、この北側の北勢バイパスや、例えば鈴鹿
亀山道路ですか、これについてもワークショップを開催されたばかりで、
まだどうなるかもわからないというようなことであります。南部地域から流
入をする伊勢自動車道、近畿自動車道の名古屋大阪線、それから、名古屋神
戸線の6本線が2本に収縮する、どうも東名阪の改良もまだまだ進まない。
東海環状も、この間日沖議員がちょっとさわられましたけれども時間がなくて
聞けなかったんですけれども、やはりしっかりやらなきゃいけない。

そういう総合的な道路の政策というのを、三重県としてもぜひ国土交通省
中部地方整備局あるいは本省とも連携をしながら、ここの辺は阪神—中京間
のアクセスの確保とスムーズな運行ができるように、計画の見直しや再構築
に最大限の努力をお願いしたいというふうに思いますし、時間の関係で、こ
れ、要望に変えさせていただきますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思
います。

では、続いて医療の課題ということですが、ちょっとこのパネルを
ごらんください。(パネルを示す)三重県というのはこちら辺にあるんです
よね、0.9。この下のほうと比べても本当に小さいんです。

この東京とか、こちら辺と比較すると随分差があると思うんですが、三重
県立看護大学は平成9年に、三重県の看護の教育研究の拠点として、質の高

い優秀な看護実践家の育成を目指して県内最初の看護系大学として設置をされました。平成21年4月には地方独立行政法人化をして公立大学法人三重県看護大学となりました。

今、入学試験のシーズンなのですが、平成26年度の一般入試の状況は、前期日程で見ますと募集人員40人に対して志願者160名、後期日程ですと25名募集に8.4倍の210名、大変な人数の志願者がいるわけですが、東海地方や阪神地方からの応募者も大変多いという、三重大学を超えるような状況になっていますけれども、卒業するまで三重県の公費を投入して優秀な人材を育成しているわけですが、その実、三重県立病院での受け入れはあんまり多くはない。

結果、就職をしようとしても三重県内での就職は少ないということで、やはり愛知県、岐阜県に就職をされていってしまうわけです。せっかく優秀な人材を三重県の公費を投入して育成しても、何にも県内での就職につながらない。

これは、国では今年度以降、介護の在宅化あるいは地域包括支援センター充実等、今議論をしているところでもあったり、医師過疎地域の対策等いろんなことを考えなきゃいけないときに、優秀な看護師の取り込みをどうやっていくのかというのはどの地域も考えているところだと思いますけれども、三重県としては地方独立行政法人化の三重県立看護大学を今後どのように運営して成長させる考え方を持っていらっしゃるのかを伺いたいと思います。

〔細野 浩健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 県立看護大学の今後の運営、展開につきまして御答弁させていただきます。

県では地方独立行政法人法に基づきまして、公立大学法人三重県立看護大学が達成すべき業務運営に関する目標として、平成21年度から平成26年度を目標期間とする中期目標を定めております。

大学はこの中期目標を受けて中期計画を作成しておりまして、その中で、看護の質の向上に貢献する人材の育成や、卒業生の県内就職支援の実施など

を定めているところでございます。

県内就職支援の具体的な取組として、大学におきましては、県内医療機関を招いた合同就職説明会とか、県内で活躍する卒業生による報告会を開催するほか、県内医療機関が個別に実施する就職説明会などの情報を一覧にして学生に提供するなど、県内医療機関に関する興味、関心を高める取組を進めておるところでございます。

また、県におきましても、県内医療機関に一定期間就業すれば返還義務が免除される修学資金制度を運用しておりまして、大学においても同制度を学生に周知して、制度の活用推進を図っております。

今後、大学では、県内高校等で実施する看護職のキャリアデザインに関する講座や、県が主催しますみえ看護フェスタへの参加を通じて、県内で看護職として活躍したいという強い意思を持った学生を早期に発掘しまして確保する取組を充実させることとしております。

また、就職に関しては引き続き、県内医療機関の就職担当者を招いての説明会とか、県内に就職した卒業生と学生との交流会の開催とか、こういったことによりまして、学生の県内への就職意識を高めていくこととしております。

県といたしましても、平成27年度から始まります次期中期目標を平成26年度に策定することとしておりまして、その中に引き続き人材の確保、育成と県内就職支援を盛り込むなど、今後とも県内への就職者が着実に増加するよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

○19番（小野欽市） ありがとうございます。

今の御答弁にもありましたが、平成26年度に策定をしていただく中に、特に先ほど私も申し上げたように、やはり現場で実践をするのに、県立病院でのそういう実践の機会が案外少ないんだということも伺いましたので、ぜひそこら辺のアプローチを考えて、局長、ぜひ間口をもうちょっと広げてあげ

て対応ができるようお願いしたいと思うんです。

知事も県立看護大学へ行かれて講演をされたり、随分いろんなアプローチをしていただいて真剣に考えていただいているようですから、そこら辺も今の局長の御答弁とあわせてぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この医療の課題の第2番目ですけれども、県立一志病院の運営についてでございます。

県立志摩病院については、民間への移管で運営がなされて一定の成果を上げつつ、地域の県民からの需要に応えながら、地域への開かれた講座の開設等、地域医療の拠点として安定がなされつつあると思います。

さて、津市白山町にある県立一志病院は、過去において三重県から切り離す案もあり、地域としての医療の火を消さないでほしいとの願ひにより、平成24年度以降は津市が三重大学で寄附講座の取組を始めるなどして地域医療の充実を図られており、現在に至っております。

現在の四方院長は、日常の診療の傍ら、患者宅への訪問診療や家庭医としての医療の充実を図るように努力をされておられますけれども、運営側の県当局とは、病院運営という点では、医師と執行部との関係ではなかなか意思の疎通は、うまくはいつておりますけれどもしっかりとまではいかないのかなというような感じがしております。できればもう少し日常の細かいことも含めて議論ができる場があればとも、院長自身もお感じのようでもあります。

さて、一志病院を取り巻く環境は過疎、高齢化の地域のど真ん中にありまして、もちろん急性期の患者や小児等の対応もでございます。

また、地域には民間病院もあるものの、それぞれが現状では夜間診療は非常に難しい状況に変化をしてきておりまして、一志病院の業務は大変煩雑でもあります。

しかし、病院内には使用しない病床が約40ベッドあって、地域の医療関係者からは、ワン・ナイト・ユース、つまり、夜間自宅療養させるには心配だけれども、救急車で遠隔地まで移送しなくても見守りができればいい程度の患者を一志病院へ搬送して一晩入院させることができれば地域の大半の救急

搬送は軽減させられるという声もあります。

このことは、一志病院の、結果としては診療報酬の増加にもつながることであるかなというふうにも考えますので、このように地域医療の関係者とのウイン・ウインの関係を構築しながら、公立・民間病院がともに地域医療に貢献していただければ幸いだと考えますが、当局のお考えはいかがかお伺いしたいと思います。

〔大林 清病院事業庁長登壇〕

○病院事業庁長（大林 清） それでは、一志病院の取組について答弁をさせていただきます。

一志病院は、家庭医療を中心とした地域医療に取り組んでおります。平成24年度からは、家庭医育成拠点や、津市が三重大学に設置した寄附講座の取組が始まるなど、体制の充実も図られております。

家庭医療とは、風邪とか糖尿病など身近な病気、症状を対象として、子どもから高齢者まで、また、今までの診療科の枠を超えて幅広く診療を行っていかうというものでございます。

家庭医療を実践する上でも、また、高齢化が進んでいる白山・美杉地域において地域の診療所との連携は重要であると考えておまして、このため、院長が地域の診療所を訪問し一志病院の取組説明や情報交換を行うなど、顔の見える関係づくりを心がけておるところでございますし、また、患者の紹介、逆紹介などの病院と診療所の連携にも積極的に取り組んでおります。

地域の中心的な病院である一志病院といたしましては、地域の診療所との連携を図るため、診療所の患者さんの容体が急変した場合など、入院治療が必要となったときに患者さんの受け入れを行うなどの後方支援的な役割を果たしていくということは、地域で安全・安心な医療を確保する上でも必要なことと考えておまして、今後もしっかりとそうしたことには対応していきたいと考えております。

これからも、よりよい地域医療を実現するために、地域の診療所でありますとか、保健所、福祉関係、あるいは消防関係の方々ともしっかりと他職種

との連携をつくって行って、よい関係づくりをして地域に医療を提供していきたいと考えております。

以上でございます。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

○19番（小野欽市） ありがとうございます。

結構な御答弁ですが、じゃ、いつからやっていただけるんですかということなんです。もうすぐにでも患者が生まれてくるわけですから、事業庁長、そこら辺はいかがなんでしょう。

○病院事業庁長（大林 清） 実際に、例えば現在の取組としましても、新規の入院患者数というのが、この平成25年4月から26年1月まで、大体26%ぐらい増えているんですけども、その中で、入院の統計データの中で紹介入院患者数自体は42%と新規の患者さんよりも増えていて、そういう紹介患者、特に開業医さんからのお話があったときにはできる限り受け入れるということはこれまでも四方院長のもとでやっておりますので、さらにそれはしっかりとやっていきたいということ、いつからというか、今やっていることもさらにしっかりと地域のニーズに応えていくという考え方でおります。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

○19番（小野欽市） ぜひ、さらに周辺の高齢者も含めて安心ができるように取組をしていただきますようお願いをしたいと思います。

続きまして、学力の向上についてですけども、この学力の向上についてお伺いをする前に、先ほども触れました朝日町の事件にあるように、県内の児童・生徒が安心をして学業に励めるように、今般の三重県警のチャイルドガーディアンみえの取組で、学校と警察、地域がさらに深いつながりを構築して制度的確な運用ができますように、しっかりとその情報を県民にお示ししていただきながら社会全体で御協力をいただく体制がとれるように、まずはお願いをさせていただきたいと思います。

学力の向上について伺いますが、これまで2年間にわたって研究をしていただけてきて、基礎学力の定着、向上ということを必死になって考えていた

だいて、これから到達度テスト等もやっていきますよということですし、土曜日の学校での取組も検討を前向きにしていくということですが、こういう程度のことなら、時を置かずとも、学力の向上するための研究モデルというのは三重県内にたくさんあるわけですから、なぜ今までこの時間がかかった上でやらないかいけないのかなというような感じがしております、一つはね。

それから、もう一つ、レゴですけれども、2月27日ですか、レゴ社との包括協定をされたということですが、唐突にレゴというのが出てきたような気がしてしょうがないので、いつごろからこのレゴというのはどの部署でどのような検討がなされて今回の決定に至ったのか。あるいは、また、このレゴを導入することによって県内の小・中学生を含めた一般の保護者にどんなような影響があるかわかりませんが、各市町の教育委員会では突然その報道をされて戸惑っているというようなところもありました。

先週末、県教育委員会から各市町の教育委員会には文章は発出をされたようですが、そんなふうな、現場が混乱するような報告、報道がなされるような対応、この予算を編成する時期になぜこんな唐突に出てくるのかなというふうな疑問を感じます。その点について、もう時間がないので3分ぐらいでお答えいただけますか。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） それでは、私のほうからは、三重県到達度テスト（仮称）の実施設計についてと、レゴ社との包括協定の理由等について御回答申し上げます。

まず、子どもたちの学力向上に向けましては、基礎的、基本的な知識、技能の定着とともに、それらを活用する力を育成することが大切です。特に本県におきましては、課題とされる活用力の育成は一層の指導の充実が求められております。

確かに、教科書や授業の進みぐあいが学校によって異なることも考えられます。そんな中で、三重県到達度テスト（仮称）ではこのため、例えば県の

提供する問題のほかに学校が作成する問題をあわせて実施することもできるようにしたり、学期の区分に応じて、2学期制、3学期制のところがございますので、年2回の実施または年3回の実施を選択できるようにするなど、教科書や授業の進みぐあいによる影響が少なくなるように工夫してまいりたいと考えております。

このテストを学期末の時期に実施することで、教員が児童・生徒の状況をきめ細かく把握し、個に応じた指導や授業改善に直接生かすとともに、児童・生徒が自らの強みや弱みを把握し、意欲的に学ぶことができるものと期待しております。

県教育委員会といたしましては今後、学校、市町教育委員会の御意見も伺いながら、より使いやすく効果的なものとなるよう制度設計をしてまいります。

また、本到達度テスト（仮称）とともに、分析支援ツールやワークシートが県内の学校で広く活用され、子どもたちの学力向上が一層図られるよう、市町教育委員会と連携して取組を進めてまいります。

次に、レゴ社との包括協定の理由等について御回答を申し上げます。

グローバル化が進展する中で三重県では、国際的な舞台等で活躍できる人づくりに今後注力して取り組んでいくところです。

このような中、ほかの自治体の英語教育活動においてレゴブロックを試行的に活用し一定の評価があったことや、レゴ社の教育活動が世界的に展開されているとの情報をいただいたところです。

また、レゴ社から直接レゴブロックの教育への活用についての説明を6月ごろから受け、県教育委員会の職員が実際にレゴブロックによる学習活動の体験もいたしたところでございます。9月、12月ごろに体験をしたところでございます。

県教育委員会といたしましては、職員が実際に体験する中で、子どもたちに親しみやすい玩具を使いながら、ともに思考し意見を出し合うレゴ社の教育手法が、本県の進めようとしているグローバル人材の育成、とりわけ、コ

コミュニケーション力や思考力、創造力等の育成に一定の効果があると判断したところです。

その後、レゴ社と連携の協議を進める中で、連携を強化し継続的に取組を進めたいとの意向が両者で一致したことから、去る2月26日に包括協定を締結する運びとなりました。今後は本協定により、小・中・高を対象とする英語キャンプや、小学校における英語教育実践研究校での学習活動、教職員の英語指導力向上集中研修において、いわゆる研さん事業でございますが、それとレゴ社の教材を活用していくことを考えております。

教育を効果的に進めるためには様々な指導方法や教材をバランスよく組み合わせることが必要であり、レゴ社の教育手法や教材もその一つであると思います。

民間にはレゴ社以外にも様々な指導方法や教材がありますが、今回は、県事業の中でレゴ社の教育手法を有効に活用し、県全体で進めるグローバル人材の育成の一助にしたいと考えております。

以上でございます。

[19番 小野欽市議員登壇]

○19番（小野欽市） 到達度テストについては、それぞれ学校によって使っている教科書も様々だと思いますし、今、教育長言われたように、あるいは、学期制によっては違う場合もありますね。

教科の進度がそれぞれ違うところで、一律の到達度テストで子どもたちの能力をすかさずはかるというのはできないから、各学校でそれぞれ枠をつくっていますよということだけでも、そこのところをもう少ししっかりと検討していただかないといかんと思いますので、今後、教育警察常任委員会の皆さん方でまたよく御議論をいただきたいと思います。レゴですけれども、レゴはどうも、私、いろんなことを調べてみると、レゴ社としては4月以降、文科省と各市町教育委員会等と取り組んでこれから先の検討を進めていきたいというようなことがインターネットに書いてあります。

それに先んじて三重県教育委員会が包括協定を結ばなければいけないとい

う理由も、もう、時間がないのでここでは伺いませんけれども、やはり、なぜそれを踏み込んでまでやらなければいけないのか、これは県教育委員会の決定として何かそこに理由があるはずですから、また教育警察の委員会等でも御議論をいただきたいというふうに思います。

それでは、時間の関係で、三重の塔の修復についての質問に入らせていただきます。

ここにパネルがございますが、（パネルを示す）まず、これは平和祈念公園の主要施設案内板、沖縄にございます。これが三重の碑、（パネルを示す）ちょっと私が撮った写真でまずいんですが、もっと正面から撮ると大変立派な施設であります。（パネルを示す）これは、違う府県の施設にある折り鶴をかける石組みの施設です。それから、（パネルを示す）この写真が、これ、まさに知事が行かれてお気づきいただいていると思いますが、三重の塔の足元の石がもう崩れてきている写真ですけれども、実は昨年11月12日に知事が野呂前知事の参列依頼8年ぶりに沖縄県の糸満にある三重の塔を参拝されました。

実はこのことで、行かれる前にぜひ知事が行かれるんだから三重の塔の周辺をごらんいただきたいということに関係者に伝えてありましたけれども、なかなかその意思が伝わらずにそのままお帰りになられたみたいで、私、この1月8日に改めて三重の塔に行ってみりました。

というのは、実は私、平成13年に津市PTA連合会の会長として、第二次大戦時に国内唯一の戦闘が行われた沖縄戦の地域に、子どもたちを60名連れて研修で参りました。それから5年間、津市PTA連合会、ずっと沖縄へ行きましたけれども、そのときには、実は偶然、杉本熊野議員も三教組津支部の代表として一緒に行っていたいたというような経験もありまして、実は子どもたちに平和の尊さ、あるいは、ひめゆりの祈念館での講話等で子どもたちにまた戦争の悲惨さも教えながらずっと回っていたわけですけれども、そのときにもやはり折り鶴をお供えして行って、あるいは三重の塔で皆さんがお参りをしてということもございました。

実は平成27年が戦後70周年で、この三重の塔、建立50周年に当たるわけですが、すけれども、やはりこの時期を考えて、今、鈴木知事の段階で御遺族もだんだん減っていく中ではありますけれども、やはり今、修復を考え、あるいは、皆さんの魂がちゃんと折り鶴で三重の塔にお供えができるような施設、これ、各都道府県ともございますので、ぜひその点で対応していただけないかなと思います。いかがかお伺いしたいと思います。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 三重の塔の補修等についてお答えをさせていただきます。

三重の塔は昭和40年6月に県が設置したもので、その後、平成5年度に、慰霊参拝者や当地を訪れる県民の休憩場所としてあずまやを建設したほか、平成21年度には高齢な遺族の参拝者の安全確保のため、スロープの取り付け等のバリアフリー化工事を行い整備を図ってまいりました。また、日常の維持管理については民間に委託し、施設の清掃、樹木の手入れ、定期的な巡視等を行い、適正な管理に努めているところでございます。

しかしながら、施設を設置してから48年が経過しており、議員御指摘のとおり、慰霊塔周辺には一部に劣化も見られます。そのため、改めて現地の状況を確認するとともに、県遺族会等の関係者の御意見もお聞きしながら、補修等の必要性について検討していきたいと考えております。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

○19番（小野欽市） ありがとうございます。

せっかくのこの時期ですのでぜひそういうふうに対応していただきたいと思いますが、これは県の担当課にもお話し申し上げたんですが、沖縄県平和祈念財団のホームページには野呂知事の8年前の写真しか載っていないよ、もう鈴木知事の写真にかえてよということで、今、かえていただいているそうです。

かわるころには三重の塔も直るかなと思ひながら本日の質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前田剛志） 43番 三谷哲央議員。

〔43番 三谷哲央議員登壇・拍手〕

○43番（三谷哲央） 代表質問から数えますと恐らく15人目になるのかなと、こう思っております、一般質問最後でございまして、大変お疲れとは思いますが、あと1時間おつき合いをいただきたいと思います。

まず、冒頭、私のほうからも朝日町の事件につきまして一言申し上げたいと思います。

犯人逮捕の一報に接したときは何となくほっとした気持ちがしたんですが、その犯人が18歳の事件当時高校3年生の男子生徒だという話を聞きましたときは大きなショックを受けました。既に知事からも教育長からもいろいろお考えなり今後の対策等についてお答えをいただいておりますので、どうかこのような事件が二度と起きないように、それぞれ御努力をぜひお願いしたいなど、こう思っております。

それでは、通告に従いまして順次質問させていただきたいなと思います。

まず、少子化対策についてでございます。

知事は、さきの日沖議員の、少子化対策として若者の安定的な雇用を実現していく必要があると考えるという、この質問に対しまして、少子化対策として、次代の担い手である若者の安定的な雇用を、行政をはじめ多くの関係者で実現していくことは重要なことだとの認識を示されまして、不安定な就労状況から抜け出せずに経済的自立が困難なことが少子化等の社会への影響があると懸念を表明されております。

また、鳥井局長は非正規雇用の方の結婚状況について、平成25年度の厚生労働省白書によると、非正規雇用で働く30から34歳の男性の既婚率は28.5%、正社員の59.3%を大幅に下回る現状にあり、若い世代で年収300万円以下では既婚率が10%に満たない現状にあると、こう述べられまして、安定した雇用を求める方に対する取組を進めることは非常に大切だと考えると、このように答弁をされております。

これらの認識は、私は基本的に正しいと思います。

今回の県の少子化対策について、知事が我が会派の代表質問、中村進一議員の答弁で、各ライフステージに働き方を加えた分野ごとに取組を整理し、これまでの県の取組として比較的手薄であったライフプラン教育、妊娠、出産へのきめ細かな支援、男性の育児参画、働き方などの新しいポイントとなる取組に加えて切れ目のない支援を行うと、こうおっしゃっております。

そうおっしゃいまして、当然それぞれ進めていただくのは非常に大切なことだと思いますが、日沖議員に対する答弁のような現状を考えたとき、果たして、それらの各ライフステージの支援、これで少子化に歯どめをかけることができるのか、非常に心配をしておるところであります。

前回の代表質問でも申し上げましたが、少子化が改善されない、結婚、出産が思うように増加してこない最大の原因は、働いても働いても年収が200万円以下、いわゆるワーキングプアと呼ばれる方々が、今や1100万人に達しようとしている、派遣、契約社員、アルバイト、パートなどという、いわゆる非正規雇用の方々が雇用者全体の4割を占める、この現状にこそ歯どめをかけていかなければ、少子化対策などというものは絵に描いた餅だと、こう思っておるところでございます。しかし、現実には、ますます非正規雇用が増え、正社員は減る一方であります。

しかも、今、国において、規制改革会議や産業競争力会議でも公然と、成長戦略の名のもと、解雇の金銭解決制度やホワイトカラーエグゼンプションの導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどが、雇用の不安定化、非正規雇用の大幅な増大につながる、このような議論が行われておるところです。知事が本当に、真に不安定な就労状況から抜け出せずに経済的自立が困難なことが少子化等の社会への影響があると、そのようにお考えであるならば、安定した雇用を求める方に対する取組を進めることは非常に大切であると、このような認識をお持ちであるならば、また、働き方とは、若者が安定的に就労ができ、女性が働き続けることのできる職場環境の整備促進であると、このように知事説明でおっしゃっているならば、今、公然とこの

ように語られている一連の労働ルールの見直し、これに対してどのようにお考えなのか、その御所見をお聞かせいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 現在の国の労働法制に関する議論について、私の考えていることを申し述べたいと思います。

雇用環境、そして働き方に関して、政府において様々な議論が進められていると認識しています。

昨年6月に閣議決定された日本再興戦略、あるいは産業競争力会議の雇用・人材分科会の中間整理、規制改革会議の労働時間規制の見直しに関する意見が相次いで取りまとめられたところであります。それぞれの報告の中身は申し上げませんが、それぞれの報告書を読みますと、具体的な制度設計が明らかでなく、一方で、多様性とかワーク・ライフ・バランスとか働き過ぎというような点について留意点も一定述べられている面もありますけれども、いずれにしても、具体的制度設計や実現可能性がいまだ不透明な状況であるというように認識しております。

県においては、三重県地域少子化対策強化計画策定における有識者への聞き取り等において、結婚のためには若者の経済基盤の安定が、第1子、第2子の出産には男性の育児参加の促進が効果的であるとの意見を得たことや、みえ県民意識調査研究レポートの結果等から、若者の安定的雇用やワーク・ライフ・バランスの促進といった働き方を少子化対策の柱の一つとしているところであります。

いずれにしても、今後、国では、法律、制度の改正を伴うものについては、厚生労働省が設置する労働政策審議会において、労使が参加のもと、一部の有識者ではなく様々な関係者が参加して議論がなされることとなっておりますので、今後の国の議論を注視したいと思いますし、仮に少子化対策に明らかに逆行するような施策が実現するような動きがあるとするならば、機会を捉えて国に対しても意見を述べていきたいと考えております。

例えばホワイトカラーエグゼンプションを一つとっても、平成13年、小泉

政権からずっと規制改革会議は言い続けているわけですよ。しかしながら、それは実現していないと。

私は実務を預かる立場として、その一部の有識者会議で議論がなされていることに、実現可能性は関係ないのに一喜一憂するのではなく、その実現可能性を見ながら、そのフェーズを捉えて国に対して意見を申し上げていく、そういうことが大事なんじゃないかなと思っています。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 必要があれば国に対して物を申していくと、今、知事の御答弁ですが、私が一番、今、心配していますのは、ホワイトカラーエグゼンプションよりも労働者派遣法の見直し、今国会に出てきて実現しそうな動きもあるわけです。

しかし、これがもし実現してきますと、ホワイトカラーは全部非正規雇用、ブルーカラーは外国人と、こういう状況になりかねない。非常に心配をしている規制改革の一環だと、こう思っています。

そこまで、知事、おっしゃるなら、知事も何とかタスクフォースの一員ですから国に対していろいろおっしゃる場面もあると思いますので、こういうことははっきりとタスクフォースの一員として言われたらどうですか。

○知事（鈴木英敬） 昨年のタスクフォースの取りまとめの中で、非正規雇用の方に対する社会保険とか、そういう部分についての充実が必要だと、そういうことによって若者の経済基盤を安定させていくこと、雇用を安定させていくことが少子化につながるという意見を、私、議事録を見ていただいたらいいと思いますけれども、私、申し上げて、報告書の中に入っています。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） あの種の会議というのは仰々しいわりにはなかなか発言する機会が少ないのは私も十分承知はしているんですけども、ぜひこれからも積極的に、場面場面で正論をぜひお伝えいただきたい、そのようにお願いをしたいと思います。

次いで、目標設定と進捗管理について少しお伺いをしたいと思います。

先ほどの日沖議員の少子化対策強化計画の総合的な推進をするために、日沖議員が、合計特殊出生率などを到達目標にしたかどうかという、このような質問をされています。

そのとき知事は、少子化対策のPDCAサイクルを回していくためには、何らかの目標設定は必要、このような認識は示されましたが、合計特殊出生率を目標値にすることについてはいろんな意見があって誤解を生むおそれもあるので、目標設定については今後計画の策定過程で検討していく、そのような旨の御答弁をされたと、このように記憶をしております。

また、知事は平成26年度三重県経営方針案の中でも三重県地域少子化対策強化計画の中でも、20年かけてようやく成果が出ると言われていた少子化対策において、今、抜本的な対策の強化をやらなければ手遅れになってしまうという危機感があると、このように述べられております。

中長期的な将来を見据えた対策であり、20年かけてようやく結果が出ると言われる少子化対策であるだけに、合計特殊出生率がいいかどうか、また、出生数がいいかどうか、これは私もちょっとわかりませんが、何らかの指標が必要だろうと、こう思っております。

知事とその成果が推しはかれるような指標とはどういうものと考えておられるのか、教えていただきたいなど、こう思います。

続いて、進捗管理についてお伺いをしたいと思います。

本県の少子化対策は平成26年度から新たに仕切り直してスタートをするわけですが、経営方針案にありますように中長期的将来を見据えたものであり、何よりも少子化対策は、先ほど申し上げましたように20年かけてようやく成果が出ると、こういうものであるならば、進捗管理はより厳密に、より丁寧にしていかなければ、20年たったときに、一体あれ、何やったということになりかねないと、こう思っております。

今、このひな壇でたくさん座っておられますが、恐らく20年後にはどなたもおられないと思いますし、知事はひよっとしたら、年齢的に見まして、多選批判の大合唱の中でもしつこくしぶとく知事職を務められているかもしれ

ませんけれども、恐らく可能性としては限りなくゼロに近いと、こう思います。この議場のほうもほとんどの議員は入れかわっていると思いますし、私を含めて、具体的に個別の名前は挙げませんが、生死すら定かでないのも何人かおると、こう思っています。

それだけに、やはり20年へ向けての進捗管理というのは非常に大切だと、こう思っておりまして、人がどう変わろうと、時代とか環境がどう変わろうと、確実に少子化対策が前に進んでいく、そのような進捗管理の仕組み、これをお伺いしたいと思います。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） 少子化対策の成果目標と進捗管理についての御質問でございます。

少子化対策の進捗管理に関しまして、成果を明確にし、それに向けての目標値を定める必要があるということについては、私も前、答弁したとおりでございますし、議員と同じ考え方であります。

一般的に少子化対策の一つの成果は人口減少に歯どめがかかるということと見られていますので、例えば他の自治体等においては、その目標値が合計特殊出生率や出生数などが挙げられています。

しかしながら、本県の少子化対策は、産めよ増やせよのような押しつけではなく、結婚や出産、子育てに希望が持てる三重を目指しているところであります。

私は、三重県が様々な主体と連携して少子化対策に取り組んでいくことで、結婚したい方や子育て世代だけではなく、かかわっている方全てが人への思いやりを深め、その結果、三重県全体が結婚や子育て、家族のきずなづくりに対して温かく暮らしやすい地域と呼ばれ、様々な世代のたくさんの方が集う持続可能なコミュニティの集合体のような形になっていったらよいと考えているところであります。

このような中、仮に県民の人口や合計特殊出生率など定量的な目標値を掲げるのであれば、誤解を与えることのないよう、丁寧にアナウンスを行って

いく必要があると考えております。

あわせて、定量的な目標だけではなく、例えば県民の少子化対策への理解度とか浸透度とか、そういった定性的な目標を加えるなどしてはどうかとも考えております。

既に本年2月に策定しました三重県地域少子化対策強化計画をはじめとする各種予算事業につきましては、その事業ごとに現場の課題やニーズを踏まえて、主に行政の取組としての目標を設定しているところであります。

一方で、少子化対策全般をつかさどる目標設定に関しましては、その達成が、行政の取組だけでなく、企業、県民、様々な取組の集合体として達成されていくものでありますので、さらに様々な御意見、御見識を踏まえる必要があると考えています。

平成26年度中には、県内各主体の代表等から成る三重県子ども・子育て会議の場や県民会議の場などで御意見をいただきながら、少子化対策を含む一体化した計画を策定することとしており、その中で、あわせて目標設定や進捗管理の方法についても、県議会議員の方々をはじめ、様々な県民の方の幅広い御意見を踏まえながら議論を重ねていきたいと考えております。

進捗管理につきましても、先ほど20年というようなお話がありましたけれども、確かに効果が出てくるには過去の国の例からいくと20年ぐらいかかるけれども、そこまで進捗管理をしませんというのではなくて、やはり取組ごとの目標期間も決めて、例えば計画期間として回していくには5カ年程度が適切ではないかと考えていますけれども、その5年の進捗管理の仕方、評価の仕方、あるいは毎年の評価の仕方などについては、先ほど申し上げましたとおり、今後の計画策定の過程の中で検討していきたいと考えています。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 20年先の結果がどうなっているかということを議会に報告してくれという話をしているわけじゃなくて、20年間にわたって年々どう変化していくのかということをきちっと管理していかなければなかなかわからないです。

これが5年ごとの報告になっていくのか、それはちょっとこれからの制度設計であろうと思いますが、やはりきちっと毎年管理をしていって20年先こういう結果が出ましたよということでない、こういう少子化対策というのは、柔術、やわらの10年殺しとか20年殺しのわざではなくて、今ここでかけたら20年後にぽっと相手が死ぬとか、そういう話ではないと思っています。ですから、毎年の経年変化をきちっと管理しながら、そのときに必要な支援だとか対策だとか助言だとか、そういうものを適時的確にしていくということがきちっとした効果が出てくると、こう思っておりますので、ぜひその点、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次の県民運動は価値観の押しつけにならないかということなんですが、知事は今の御答弁で、目標は定量的なものもあれば定性的なものもあるよと、県民の理解度だとか浸透度、こういうことも考える必要があるねというお話をされた、こう思います。

そういうことに関しましても後で少しお話をさせていただきたいと思いますが、我が会派の小島智子議員の様々な家族の形態を踏まえて少子化対策をどのように進めていくのかという質問に対して、少子化対策を進めるに当たっては、価値観の押しつけになることがあってはならないと考えています。それぞれの個人に応じた当事者目線で少子化対策を進めることが重要だと考えております。さらに、少子化対策は人それぞれ受けとめ方が異なるものであることを十分胸に刻みつつ、当事者目線で様々な希望がかなう三重を目指し取組を進めていきたいと、こう考えています。こう答弁されております。

また、家族観の醸成ということの質問に対しましても、家族観を考える機会を提供するときには、価値観の押しつけにならないよう、様々な家族のありようがあることをしっかり踏まえて取り組んでいきたい、こうも答弁をされているわけです。

まさにそのとおりなんです。それぞれの個人に応じた当事者目線で少子化対策を進めることが重要であり、人それぞれに受けとめ方が異なるものであ

ることを十分胸に刻みつつ、しかも、考える機会を提供するときは様々な家族のありようがあることをしっかり踏まえて取り組んでいく、ごく当たり前の基本的なことだと、こう思っております。

それだけの認識を知事がお持ちであるにもかかわらず、なぜ県民総ぐるみの県民運動になってしまうのかということなんです。これが価値観の押しつけにつながらないかと本当に心配をしております。

三重県地域少子化対策強化計画によりますと、県民運動に関して少し書かれておまして、機運の醸成等の課題についてこう述べられています。何ページかといいますと25ページ。県民は少子化対策について理解はしているが、諸外国の状況と比較すると非常に低いレベルにあると。県民一人ひとりが少子化対策の意義を理解し、県民総ぐるみの少子化対策を進める必要があると。端的に言えば、まことに上から目線の表現が出てきているわけです。県民は非常に低いレベルにあるんだ、だから、その理解を進めるために県民総ぐるみで運動する必要があると、こう書かれているわけです。

また、同じ機運の醸成等のところで現場のニーズ等では、地域で少子化対策に関係する取組を行っている活動団体からは、自身の取り組むべき方向性を見出したいため、今後どのような子育て・子育て支援を行っていけばいいのか、県としての方向性を示してほしいとの要望が示されていると。

つまり、県民は理解度が非常に低いレベルにあって、だから、少子化対策を進める上においては県民総ぐるみの運動をやらないかんのやと。関係団体は自分自身で取り組むべき方向が見出せないから県が方向性を示してやっていかなければいけないと。だから、県民総ぐるみの県民運動が必要だと、こう書いてあるわけです。

知事も先ほど答弁の中で、理解度とか浸透度、これも目標にすると、こういうお話もありましたが、これは当事者目線じゃないんです。上から目線というんですよ。こういう認識で上から目線でやるので価値観の押しつけにつながってくると心配しているんですがいかがでしょうか。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 県民運動が価値観の押しつけになるのではないかということでありまして、三谷議員はきっと、県民運動、ほかの分野でも何かたしか御指摘を受けたような気がしまして、県民運動、余り好きじゃないんだなというふうに思っておるところなんです、それはさておきまして、本県におきましてはこれまでも、県内の市町や企業のほか、各種団体などで子育て支援策を含む様々な取組が行われてきたところですが、様々な課題に的確かつきめ細かく対応していくには、それら県内のリソースを有効活用し、それらが有機的に連携して取組を進めていく必要があると考えております。

そのため、結婚、出産、育児などで、一人ひとりの希望がかない、幸福実感が持てる三重を目指して、様々な主体の参画を得て三重県少子化対策推進県民会議（仮称）を設置し、その希望がかなう地域という状態にしていくための活動を進めていくこととしています。

県民運動の進め方につきましては、例えば県民会議で合意形成が得られた内容であっても、各主体代表から、いわゆる上意下達の押しつけの形で伝えられることとかがないように、様々な御意見があることを十分に配慮した上で啓発活動等を進めていただけるよう取り組んでいきたいと考えています。

また、地域に密着して子育て支援などに御活躍いただいている方々と話し合いを行ったり、新たに様々な地域の主体の参画を得て取り組むみえの少子化対策を考えるフューチャーセンター事業など、様々な機会を通じて現場の課題やニーズにもしっかりと対応し、県民の皆さんに取組の趣旨が広く伝わるよう進めていきたいと考えております。

計画の表現において、県民総ぐるみというところでの、少し確かに表現が適切でない部分があるかもしれませんが、県民総ぐるみと書かせていただいたのは、まさに家族それぞれがそれぞれの状況なので、まさに当事者の方々の状況に合わせてきめ細かく対応していくためには、そのたくさんの方々の関係者の御意見や御見識や御協力をいただかないとそれが実現していかないという、そういう思いを込めて県民総ぐるみというふうに書かせていただいたんですが、そこは文章表現上不適切な部分もあったかもしれません。それ

から、レベルが低いという状況については、例えば諸外国と比べますと、35歳とか40歳の女性が、それまでの年齢とその後の年齢で妊娠確率と流産確率が変わるか変わらないかとかいうことに対する医学的知識などについての知っている割合というのが諸外国と比べて日本が低いというようなことも踏まえてそういう表現が出ている部分もありますけれども、いずれにしても、先ほど来三谷議員からは、上から目線はあかんど、ちゃんと当事者目線でやれと、押しつけはあかんどというふうに厳しくアドバイスをいただいたと思っておりますので、御指摘ありがとうございます。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 別に県民運動、全部嫌いじゃないんです。暴力追放県民運動とか交通安全の県民運動、私、これはやってもいいと思うんですが、知事はすぐに学力向上県民運動だとか少子化対策県民運動だとか、僕から言わせりゃ、僕が県民運動嫌いなんじゃなくて知事が県民運動好きだけなんですよ。だから、その認識の差は、僕は大きいと、こう思っております、何でも県民運動に持ち込めば物事が解決するって話じゃ当然ないわけで、やはり、それに見合った施策の展開の仕方というのは当然あると、こう思っております。

余り時間ありませんので次のミラノのほうに移らせていただきたいと思います。

小野議員が松阪木綿とかいろいろミラノに関して少しおっしゃいましたが、私は全く違う観点からミラノ国際博覧会話を少しさせていただきたいと思います。

知事は三重県経営方針案で、本県の特色ある地域資源や歴史、文化、風土に着目し、三重の食や食文化のコンテンツを掘り起こすとともにブラッシュアップを図り、それらの成果を食のサミットや平成27年に開催されるミラノ国際博覧会へ出展することで全国、さらには世界へと情報発信を行い、県内の食にかかわる多様な産業の振興につなげると、このように述べられております。

また、提案説明では出展に向けた調査などに取り組むとされており、議案聴取会で雇用経済部の部長概要説明では、ミラノ国際博覧会への出展に向けたF S調査等を行うと、こう言われているわけです。

このF S調査はまた後で述べさせていただきたいと思いますが、まずお伺いしたいのは、ミラノ国際博覧会への出展が本県の国際戦略の中でどのように位置づけられているのかと、まずその点からお伺いをしていきたいと思えます。

昨年、知事をはじめ議会代表や経済界、産業界の皆さんが、ブラジル移民100年、サンパウロ州との姉妹提携40周年でミッション団を派遣するという、こういう議論がありました。

私はそのとき、三重県が海外で事業展開をするならば、明確な国際戦略の中できちっと位置づけて行うべきであると、それがブラジルであろうと中国であろうとタイであろうと、台湾、アメリカ、ドイツやスイス等であっても、国際戦略なくその場その場で思いつくままに海外での事業展開をするというのは、一つ一つの事業がたとえ有意義なものであっても、事業の効率的な展開だとか遂行にはつながってこないだろうと、こう申し上げました。そういう議論の中で生まれてきたのがみえ国際展開に関する基本方針だ、このように理解をさせていただいています。

その基本方針の策定趣旨は、県の強みを発揮できる分野及び国、地域に対して、限られた資源の中で重点的、集中的に国際展開を行うと、こう書かれているんですね。つまり、限られた資源を重点的かつ集中的に投資することによって、より効率的、効果的に事業展開をしましょうよと、こういうことなんです。そのためには、世界中のどの国や地域でもいいということではなくって、あらかじめ三重県として重点的に取り組むべき国、地域を指定し、その国、地域で何に力を入れて事業展開をしていくかということを書いていかなきゃいけない。その書かれたものがみえ国際展開に関する基本方針なんです。そして、その重点的に取り組むべき国、地域として、経済規模及び経済成長の視点なんか、三つぐらい視点を設けて、国、地域を選定されており

ます。

今回、イタリアが属しますEUに関しましては米国・EUということで一区切りになっておりますが、パートナーとして、知的交流による研究開発等、新産業分野創造への視点に加え、企業誘致も含めた連携を目指すと、こういうふう位置づけられておまして、それを受けて、米国、EUに対して、新たな技術の革新を軸として、産業の高付加価値化を図っていくと、こういうふうになっています。

つまり、EUは産業の高付加価値化の対象としているわけです。食や食文化の情報発信、食にかかわる多様な産業の振興の対象ということではなかなか読み取れないということです。

それでも、米国やEUの枠の中で食や観光について何か書いてあるかなと探してみますと、三重県の食についても、人の交流や物産展への出展等を通じて、米国との交流を促進させると、このようには書いてあります。それとか、日本文化に関心が高いフランスについては、伊勢神宮や熊野古道といった伝統的な観光資源が強い訴求力を有するために海外誘客を展開すると、こういうふうにも書かれていますが、ミラノとかイタリアというのは一行も出てこないわけですね。

私は、ミラノ国際博覧会に絶対出展したらあかんとか言うているわけではありません。ただ、申し上げたいのは、もし出展をする、また、出展を検討することなら、まず、みえ国際展開に関する基本方針の中にきちっと位置づけて、それから、その出展の意義なり効果なりを我々にきちっと説明すべきであって、思いつきとか無原則とか無定見とか、そういう失礼なことは申し上げませんが、軽はずみな提案になるのではないかと心配をしておるところでありまして、知事の御見解をお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ミラノ国際博覧会への出展、これは国際展開に関する基本方針とどういうふう整理しているのかということでございます。

ミラノ国際博覧会は、2015年5月から10月までの184日間、「地球に食料

を、生命にエネルギーを」をテーマに開催されます。

国はミラノ国際博覧会において、日本食や日本食文化に詰め込まれた様々な知恵とわざが人類共通の課題解決に貢献するとともに、多様で持続可能な未来の共生社会を切り開くというメインメッセージのもと、食をテーマとした日本館を出展することとしています。

ユネスコ無形文化遺産登録された和食について国がこうした積極的な取組を行う中で、みけつ国として昔から知られ、今でも伊勢湾や熊野灘に臨む豊富な海産物や多数の食品加工産業を有する三重県の食や食に関する伝統工芸品や地場産物を発信することは、三重県の食が和食の一つとして世界に広く認知されるとともに、三重県の食の産業振興につながる、そういうような思いで思っております。

また、140の国と地域が出展予定の国際博覧会に出展するというのは、ミラノやイタリアという一つの地域を限定したターゲットとしているのではなく、世界中から数多くの来訪者が訪れるので、国際展開の基本方針に掲げている重点的な国、地域も含めて、世界中に三重の食をPRするという意図があります。

なお、昨年9月に策定しましたみえ国際展開に関する基本方針との関係については、確かにミラノ国際博覧会に出展するとは明記されていないものの、国際展開に係る三重県のポテンシャルとして三重の食文化と食材を挙げており、国際展開への取組の方向性として三重のポテンシャルを最大限生かした国際展開を図ることとしていますので、必ずしも完全不整合とは言えないというふうに思います。

これまでの国際博覧会への取組としましては、私が就任する前の2010年に開催された上海国際博覧会については「より良い都市、より良い生活」がテーマとなっており、三重県は大阪館における近畿ブロック知事会の一員として出展に参画したと聞いております。

いずれにしましても、来年度は市町とも連携しつつ、ミラノ国際博覧会出展に向けたF S調査を実施する予定であり、三重県として具体的にどのよう

な内容の進展をしていくのか、さらには、こうした取組をいかに食の産業振興につなげ、食に関するクラスター形成を図っていくのか、議会の皆様とも御相談しながら検討を進めてまいります。

みえ産業振興戦略、平成24年7月にまとめさせていただいたものも、状況に合わせてローリングをさせて変化させていただいております。

そういう意味で、議員からの御指摘は大変貴重なことだと思いますので、今後、国際展開の基本方針、これも情勢に合わせていろいろ、先ほどの少子化のPDCAではありませんが、随時見直していくということは重要であると思いますので、そういうような中で、どういう位置づけをしていくのかしっかりと説明できるよう、そういう対応もしていきたいと思います。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 今、知事がおっしゃったように、ミラノ国際博覧会、テーマは「地球に食料を、生命にエネルギーを」ということで、日本館のほうは、メインメッセージというのは、日本の農林水産業や食を取り巻く日本食や日本文化に詰め込まれた様々な知恵やわざが、人類共通の課題解決に貢献するとともに、多様で持続可能な未来の共生社会を切り開くんだと、これがメインメッセージなんですね。

何が言いたいのかちょっとようわからんような文章ですが、それぞれ勝手に解釈しろということなのかもわかりませんが、ただ、知事がおっしゃるような食や食文化の情報発信、食にかかわる多様な産業の振興、これが、同じ食と食文化という言葉が使われていますけれども、人類共通の課題解決に資するのか、多様で持続可能な未来の共生社会を切り開くことができるのか、なかなか理解のできない文脈だと私は思っています。

担当の方に、ミラノに何を持っていくのと、こう聞きましたら、スイーツだと、こうおっしゃったんですね。しかも、スイーツの完成品を持って行って、向こうでの嗜好や市場の可能性を調べますと、こうおっしゃったんです。三重県のスイーツとは何かというのはいろいろあるとは思いますが、赤福をはじめ。しかし、そのスイーツを持って行って、人類共通の課題の解決にどう

つながるのか、多様で持続可能な共生社会を切り開くことにどう資するのか、スイーツをどう食べたらどうなるのか、もし知事自身のお言葉で御説明をいただけるのならば説明をしていただきたいなど、こう思います。

○知事（鈴木英敬） 今のは、担当の者がスイーツを持っていくというふうに言ったことについては、私は、担当の説明が足りないか、三谷議員が意図的にそこだけ言っているかのどちらかだと思うんですけども、実際に、水産物、水産加工品、あるいは普通のかんきつとか、そういうものについても、どういうふうに出せるのかとか、そのルールとか規制とか、そういうものについても幅広く検討していますので、スイーツだけを持っていくということを考えているということは一切ございません。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 基本方針の中に三重の食材が具体的に羅列されているんですね。桑名のハマグリもおかげさまで入っております、松阪牛だとか。なぜか伊賀牛が入っていませんが、そういうのが入ってまして、その中でスイーツと呼ばれるのは赤福しか入っていないんですよ、基本方針の中で。そこら辺のところの見直しもぜひお願いしたいなど、こう思います。

いただいた資料の中で、自治体・団体向けという、そういう公募の欄というのがありまして、イベントスペースは、ステージが約40平米、ワークショップエリアが約60平米、イベント期間は最大1週間、このようになっております。

三重県はもう既に1週間借り切るんだというようなお話もありますが、本当に借り切るのかどうか、もし1週間借り切った場合、ステージはただなただけでもワークショップのほうが高いとか、いろんな諸説がありますが、一体幾らかかるのか、総事業費は幾らぐらい想定をされているのか、もしそういうものを1週間やったときにどういう成果が生まれてくるのかな、そういう経済波及効果等の試算ももしされていれば教えていただきたい、こう思っております。

少なくとも、どういう事業であろうと税金を使ってやる事業であれば費用

対効果等は明確に県民に説明する必要があると思いますが、どうでしょうか。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） ステージでの費用対効果とF S調査の問題でございですが、ミラノ国際博覧会日本館では、1日1万人の入館者数を見込み、日本食や日本食文化を紹介する日本館基本計画を昨年3月に策定したところです。

現在、展示に係る詳細を検討しており、その概要が本年4月にも示される予定と聞いております。

県等が出展するイベントは、約40平米のステージと、隣接する60平米のワークショップエリアを含む全体で約240平米で構成されており、今のところ無料で借りられるというふうに聞いております。大型モニターが設置されており、ビジュアルを生かした多様なイベントを行うことも可能と聞いております。240平米から、40平米がステージで60平米がワークショップエリアとしますと、残りの約140平米が、椅子席もあって、こういう議場みたいな形で可動式にもなるというふうに聞いておりますので、そこら辺はイベントにしたり催しをしたりするときには椅子も設けられるというような感じで聞いております。

三重県では、このイベント広場において、1週間の期間、三重ウイーク（仮称）として、三重の食材を使った加工食品や食に関する文化、または伝統工芸品による食空間のコーディネート、伝統文化等、三重の魅力をPRできる取組を行い、海外なども視野に入れた伊勢木綿とか伊勢型紙、伊賀くみひもなどを使った新商品の販路開拓にもつなげていきたいと考えております。

三重県の出展内容につきましては、限られた期間内で最大限に三重の魅力をアピールできるよう、ヨーロッパにおける三重県産品のニーズや出品可能性等のF S調査を実施し、出展計画を作成していく予定でございます。

県としましては、世界中に三重をPRできる絶好の機会でもあることから、より効果的な出展内容となるよう、議会の議員の皆様とも御相談をしながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 今の御答弁は一体幾らかかるのかというのは全くよくわからなくて、まさに今からこれでF S調査で決めるのかなと、こう思うんですが、議案聴取のときに、F S調査を行いますと、こういう説明がありました。

F Sって何やという話なんです。隣に舟橋議員がおりましたのでF Sって何やと言ったら、聞いた相手が悪かったのかわかりませんが知らんという話で、F っつのはフーズかな、S っつのはサーチかセキュリティーかと、こういういろいろ言っていたんですが、調べてみますと全く違うということがよくわかりました。

せっかく調べてきましたのでこのパネルを見ていただきたいと思うんですが、（パネルを示す）フィージビリティースタディー、これがF Sだと、こう書いてあります。コンサルティング基本用語というところに出てまいりました。

フィージビリティースタディー、略してF S、直訳すると事業可能性の検証ということですが、大事なのはこれの後半に書いてあることですね。つまりF Sは、事業や商品の方向性が決まっていて、進めて大丈夫を確認するときに行うということだそうです。経産省の官僚が好んで使う言葉だというふうにはさすがに書いてはありませんけれども、でも、やっぱりそういう世界でごく当たり前に使われているということなんです。

そのために三つの大きな検証項目が先ほど挙がっておりました。今からミラノに出展するかどうかを決めるんじゃないしに、このF S調査というのは、出展するということが決まった上で、さらにそこでいろんな事業を展開したり商品の可能性の調査をしていくというのがF Sなんです。

もう既にミラノに出展するというのは決まったんですか。予算の調整権とか議会への提出権、また、予算の執行権は確かに知事がお持ちですが、意思決定は議会で行います。もうミラノに出展するのは決まったんですか。どうも一連の説明は、もう既に決まっていて、それでF Sをやるんだというよう

にしか聞こえてこないんですが、いかがなんでしょうか。

○知事（鈴木英敬） 正式に決まったという事実はありませんが、しかし、準備を国などが進めるに当たって、一定の可能性があるなら、出して、費用対効果とか、そういうものが一定のメリットがあると考えられるなら出す方向で考えたいという意思を示さないと今動いている船にも乗っていきませんので、そういう意味で、正式に決めたという事実はありませんが、そういう意思を示しながら準備を進めているということでもありますので、そのF S調査の結果によって、これは費用対効果上何の意味もないよねというようなことであれば出展をしないという選択肢も当然あり得ます。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） じゃ、もう一度確認しますが、これからいろいろ御調査をいただいて、また、いろんな議論の結果、ミラノの出展はないという選択肢もあるというふうに理解してよろしいんですね。

○知事（鈴木英敬） ゼロではありませんが、やる以上はやはりメリットが出るように取り組みたいという意思は持っています。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） だんだん時間がなくなってきましたのでこの項はこれぐらいにさせていただきたいと思いますが、中小企業・小規模企業振興条例の成果検証について少しお伺いをしたいと思います。

この議会は、少子化と中小企業・小規模企業振興条例と、それから、あと、障がい者の雇用、これが大体三題ばなしのようにずっと出てきたんですが、この中小企業、小規模企業、様々な議論がもう既にされてきています。

私は、この条例の肝といいますか、一番大事なところというのは、五つのブロックに分けたそれぞれのブロックの中に推進協議会をつくって、その推進協議会がどう動くか、これによってこの条例の値打ちというのは決まってくるだろうと、こう思っています。

地域の特性を生かして、中小企業、小規模企業の振興だとか創業、再生、元気づくり、こういうものに協議会がどうかかわっていくのか、どうPDCA

サイクルを回しながら、自己評価なんかを行いながら次のプランへ結びつけていくのか、この協議会の役割というのはまさにここにあるのであろうと、こう思っておりますが、いまいち協議会の中身がよく見えておりません。

どんな団体や代表の方が入るのか、6次産業化が叫ばれておりますので、農業団体の方も入られるのか、水産業の方も入られるのかと、そういうところも含めて、また、これは一種の内部評価システムで動くんだらうと、こう思っておりますが、どのような制度設計になっておるのか、現段階でのお考えを聞かせていただきたいと思います。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 制度設計について御答弁申し上げます。

本協議会は、北勢地域、中南勢地域、伊勢志摩地域、伊賀地域、東紀州地域の県内5ブロックにわたって、条例で責務や役割を規定する関係機関の参加のもと開催することを想定しております。また、協議会の下に分科会を設置いたしまして、実務者レベルでの具体的な意見交換を行っていきたくと考えております。

分科会では、創業や事業承継、人材育成など、地域の実情に応じた共通テーマを洗い出し、地域でどのように取り組んでいくか、どのように解決していくかを議論していくとともに、地域の中小企業、小規模企業、それぞれの課題を把握し、その解決に向けた議論を行っていきたくと考えております。

この分科会での議論を協議会にフィードバックすることとし、検証を行っていくことで、条例に基づく中小企業・小規模企業振興のPDCAサイクルを回していきたいと考えております。

現在の調整状況でございますが、まず、5月中に第1回目の協議会をそれぞれのブロックで開催する方向で、現在、各市町、それから関係機関と調整を行っておるところでございます。

第1回目の協議会では、県から知事が出席し、市町の首長、商工会、商工会議所など商工団体の長、それから金融機関の長とともに、教育機関、公益財団法人三重県産業支援センター、独立行政法人中小企業基盤整備機構から

の参加のもと、本協議会の趣旨や条例に基づく中小企業、小規模企業の振興を関係機関で連携協力して実行していくことを確認する場としていきたいと考えております。

協議会の開催にあわせて、各関係機関の実務者が集まりまして、県の支援策の協議や地域で議論すべき共通テーマなどについて意見交換する場を設けたいと考えております。

いずれにいたしましても、本協議会の具体的な制度設計につきましては関係機関との十分な協議が必要であり、引き続き、市町、商工会、商工会議所、公益財団法人三重県産業支援センターなど、関係機関と連携し検討を進めてまいりたいと考えております。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 非常に大事なところだけに、調整等いろいろ御検討いただいているようですが、一日も早い制度の内容、これを議会のほうにぜひお示しいただきたいと、こう思っています。

今回の条例趣旨、考え方、非常に似ているものが一つありまして、それは、地域産業振興条例、これ、かつて私が座長でまとめさせていただいた条例ですが、この条例をつくるときに、今そこに座っておられる渡邊危機管理統括監、当時農林の担当で、徹底抗戦というか抵抗、いや、非常に有意義な前向きな積極的な議論をさせていただいた記憶はありますが、あの条例の最大の私の反省は、それぞれ地域地域でいろいろ御努力いただいている、その結果だとかプロセスが全く見えなかったんです。条例をつくった後、その地域でどういうふうな動きになっているのかがよくわからなかった。それが、やっぱりあの条例の、僕は一番の反省点だと、こう思っています。

今回、中小企業・小規模企業振興条例をつくっていただくならば、それぞれの五つのブロックでの動き、その内容だとか成果だとか、今、何の課題があるのかということがきちっと議会のほうにも報告される、そういう仕組みをつくっていただきたいと、こう思っておるんですが、部長、いかがですか。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会で議論いたしました地域の課題とその解決に向けた支援策など、協議会の進捗状況につきましては、成果の検証と改善に向けた取組として、毎年度作成をしております成果レポートを議論する時期に合わせまして公表することを考えており、県議会の皆様に対しても協議会の進捗状況を報告させていただきたいと考えております。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） ぜひお願いをしたいと思います。

余り時間がないので、次のRDFの撤退戦略についてお伺いをしたいと思います。

フリップをお願いします。（パネルを示す）これ、桑名広域の議会に出された資料の一覧であります。処理委託料を平成28年度で収支均衡させた上でどれくらいかかるかという話なんです。ここに出ています維持管理料、これから32年度までの4年間で18億8700万円ぐらいかかりまっせ、外部処理費で3400万円、改修費、これは、今あるRDFの焼却炉、こういうものが、今のままではもたんで4年間で4億9500万円ぐらいかかります。それから、将来これを撤去するとき7億2000万円ぐらいかかります。合計31億3600万円ぐらいかかりますよというのがこの表なんです。

この18億8700万円、今、富士電機がこの維持管理を請け負っておりまして、15年契約、平成28年で切れるんですが、今、毎年3億5000万円ぐらいの金額で引き受けています。しかし、実際は9億円ぐらいかかると、こう言われておりまして、契約ですからしょうがないので3億5000万円の維持管理をしてきていると、こういうことなんです。この費用が引き続き、この金額で後4年間いくのかどうかと、私、非常に疑問に思っています。

例えば富士電機が引き続き受ければ、この金額、ある程度現実のものに、現実性を帯びてくるかもわかりませんが、今、申し上げましたように、実際は9億円ぐらいかかるやつを3億5000万円で受けてきている、しかも、一方では三重県とは裁判をしているというようなことになれば、富士電機が引き

続きあと4年間受けるという保証はありませんし、かえってその可能性というのは非常に低い、こう思っています。

また、この改修費の4億9500万円、これも、平成21年当時、当時の日本環境衛生センターというところが積算したようですが、あれから10年近くたつてくると、さらにこの金額が増えてくるということは大いに考えられるわけです。

そろそろ県も、この金額、一体どれくらいかかるのか、これから4年間、平成28年度で終わって29年から32年度まで、そういう全体像をいろいろ試算されていると思いますが、一回、明らかにしていただけないでしょうか。それが明らかにならないとなかなか議論が前に進まない、こう思いますが、ましてや、いろいろ協議会の構成メンバーもこれから変わってくるという、そういう可能性もあります。それぞれの、引き続きRDFでやっていかれる、そういう市町の負担も大きくなる可能性もあるわけですので、全体の試算をお聞かせいただきたいと思います。

〔小林 潔企業庁長登壇〕

○企業庁長（小林 潔） RDF事業の平成29年度以降の見通しのお尋ねにお答えさせていただきます。

RDF焼却・発電事業は、ごみの持つ未利用エネルギーを有効利用するために、平成14年度から28年度までの15年間をモデル事業としてスタートしたものでございまして、事業開始当初から市町、製造団体からのRDF処理委託料と売電収入で運営しております。

また、事業運営の方向性や処理委託料などにつきましては、市町や製造団体で構成するRDF運営協議会で協議、決定をしているところでございまして、運営期間についても平成32年度まで延長することが決められております。

一方、平成24年11月から固定価格買取制度の適用とか、25年度には電力供給先の入札の選定といったことで、売電収入が増加をいたしました。これにより、平成25年度から28年度までのRDF処理委託料が減額改定されまして、市町の負担軽減が図られたところでございます。

このような中で、先ほど議員も御指摘がありましたけれども、14年度からの15年間、一括して富士電機に約52億円で委託をしております。この委託が、契約が平成28年度末で終了するというので、29年度以降の受託業者、運営委託額を決めていく必要がございます。

このため、平成29年度以降の経費につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、21年度に実施した調査結果もありますけれども、調査から5年が経過をしております、経年変化等もございますので、実際の運営経費の積算に当たりましては、新年度に行う、より現状に即した新たな詳細調査を踏まえ、今後、受託業者や運営委託額などを決めていきたいと考えております。

また、売電収入などの見通しにつきましても、発電量の変動等があるため不透明な状況でございます。したがって、平成29年度以降の収支の見通しを立てることは、現時点では困難でございます。

企業庁といたしましては、市町、製造団体の負担軽減を図るため収支改善に引き続き務めるとともに、平成29年度以降の収支見通しについては、売電収入や発電所の管理運営委託費を見きわめながらRDF運営協議会に諮り決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 今のお話で、新年度、つまり平成26年度に詳細な調査を行って金額を決定するというですから、できるだけ早く全体像を明らかにしていただくということが大事だと思いますし、それがなくなかなか一定これからの議論が進んでいかない、こう思っておりますので、26年度、期待しておりますので早くお願いをしたいと思います。

それから、続いて、この撤退処理というのは一体誰がするのということなんです。

御承知のとおりこのRDF事業というのは、北川知事の時代に国のダイオキシン対策に沿って県主導で進めてきた事業です。焼却灰は溶融炉で、小規

模な焼却炉はRDFと、こういうふうに県が政策誘導をしてきたわけですね。このあたりから少しおかしくなってきたいて、ごみ処理、本来なら環境生活部のものが、発電事業だからと企業庁が取り込んだということなんです。

平成28年度で終わって32年度まで県が責任を持って事業推進を進めていきますよということなんです、これから、29年以降、RDFから徐々に撤退をしていくわけですが、県はどこが責任を持ってやるのか、企業庁なのか、環境生活部なのか、どこが責任を持ってやるのか、なかなか見えてこないんですが、この点、いかがでしょうか。

〔石垣英一副知事登壇〕

○副知事（石垣英一） 平成29年から32年までRDF事業について延長したということでありすけれども、議員の言われましたように県庁の中でどこが担当するんやという話については一つか二つあると思っています。それは、企業庁が引き続き所管するというのが一つ、もう一つは、環境生活部を含めて知事部局がやるという話だと思いますけれども、これについては早急に検討してまいりたいと思っています。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 出てくるのには時間がかかりますけれども答弁はまことに短く、日ごろ答弁なれしていないというのがよくわかるんですが、大事なのはやっぱり、これだけ県の政策誘導の中で出てきた事業であって、これから膨大な金額が各市町かかるんですよ。

桑名広域でも新たに今度焼却炉をつくるという計画がありますが、総事業費は約110億と言われてます。3分の1が国の交付金で61億5000万円ぐらいが起債でやって、あと残りの自主財源で18億5000万円やると。それで、起債でやる分だって全額、何も交付税措置になるわけじゃありませんから、そういうことも含めて県がしっかりと支援をしていくということが大事だと思います。1年でも早くRDFが終われば、それだけ県の負担も市町の負担も小さくなって、ひいては県民の負担が小さくなると、こう思います、副知事、いかがですか。

○副知事（石垣英一） RDFについて、大きな負担になるということと大きな課題があるということは十分理解しておりまして、今後、国のほうの制度等も活用しながら、県として支援できることを精いっぱい市町と検討していきたいと思っています。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） 国のほうの制度を活用するのはよくわかるんですが、国の金だけで県をスルーして市町に出して県負担がゼロというのは、そういう話はないように、ひとつお願いをしたいと思います。

最後に、南海トラフ地震対策特措法の津波避難対策特別強化地域の指定についてお伺いしたいと思います。時間ありませんので端的にお伺いします。

2月4日に国から基準が示されました。津波による30分以内に30センチの浸水、こういう基準が示されたんです。

しかし、1月の段階では30分以内に30センチということで、津波によるという文言は入っていなかった。これが入ったがために、例えば桑名だとか木曾岬だとか、こういうゼロメートル地帯、地震があつてから津波が来るわけですが、地震の段階で堤防が破損したり破堤したら、それだけでも水が入ってくるんですね。逃げる場所もない。こういう地域が全部外れてしまっているんです。今、県のほうは大慌てで国のほうにいろいろ提言活動をされていますが、この前のうちの辻議員の質問のときに、Myまっぷランの中では十二分なゼロメートル地帯の課題の解決にはつながっていなかったというような認識も示されています。こういうふうな認識がこのような基準になってきたのではないかということをお心配しておりまして、今後の見通し、お願いをしたいと思います。

○副議長（前田剛志） 答弁は簡潔にお願いします。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 今、大慌てと言われましたけれども、この基準案に対しては、もともと法ができたときから柔軟な対応をするようにと昨年11月から申し上げておりまして、この2月に示された直後、この基準案では

だめだということをおどもも申し上げております。

ゼロメートル地帯が外れるということは私たちとしても納得できませんものですから、そうしたことで、単独でも、また、9県知事としても申し述べておりますけれども、その結果どういう対応になるかは、決定は国ですものですから何とも言えませんけれども、今後もそうした地域視点に向けてはまた働きかけを継続したいと思っております。

以上です。

〔43番 三谷哲央議員登壇〕

○43番（三谷哲央） ぜひ、これは本当に安全・安心の根幹にかかわる事柄だけに、国の基準の見直し、お願いをしたいと思います。

時間が参りましたので終わらせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

休 憩

○副議長（前田剛志） 本日の質問に対し、関連質問の通告が3件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時11分開議

開 議

○議長（山本 勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（山本 勝） 質問を継続いたします。

最初に、水谷正美議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。25番 藤田宜三議員。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） 新政みえの鈴鹿市選出、藤田宜三でございます。ちょっとまた今日も声がおかしいので、お許しをいただきたいと思います。

水谷議員の遺伝子組み換え食品についてというのに関連をいたしまして質問させていただきます。

そもそも遺伝子組み換え植物というのは、皆さんも御存じだと思いますけれども、今日、問題になっておりましたセイヨウナタネでございますけれども、これは、除草剤に対して耐性を持った物質を持っておりまして、頭から除草剤をかけても枯れないという、あるいは、同じようにトウモロコシでも同じような性格を持っているトウモロコシがある、あるいは、虫が食べるとその虫が死んでしまうような物質を持っておる、いろんな物質を人為的な操作で遺伝子を入れることによって農業の経営的にプラスになるような、そういう植物を総称していっております。

その中で、じゃ、これをそのまま栽培、どこでも栽培してもいいのかという話になりますといろんな問題が生じてきますので、その辺のところを日本の場合、世界全体の中でコロンビアのカルタヘナというところで議定書が提示されて、それに基づいて日本でも、先ほど御紹介のありました遺伝子組み換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律というのが日本でできておりまして、唯一、遺伝子の組み換え生物に対して規制をする法律になっております。その法律の中で、栽培をするためには、日本の場合ですと輸入する業者がその辺のところを一つ一つ、農産物であれば農林水産省、環境省に対して申請し、承認を受けて栽培をすると、こういう仕組みになっております。

その中で、条件として、有害物質を生み出すような、そんなものがないか、あるいは、競合する、その植物が生えてほかの植物を抑え込んでしまう、そんな性格がないか、あるいは、在来種と交雑をする、交配をするということですが、影響がないか、この大きな3点を含めて審査をする。その審査を通りますと栽培ができる、移動ができるという仕組みになっております。

今日、話題になっておりましたセイヨウナタネというのは、当然、油をと

るための菜種でございますけれども、そのほかいろんな植物が遺伝子組み換えの植物として日本へ入る許可が出され入ってきておるといふふうに聞いております。

その条件の中で、在来種と交雑する場合と、こういう規定、影響をチェックするというところでございますが、この在来種について、今日、水谷議員のほうから質問をされました菜種科の植物については、日本国内に在来種がないという答弁を農林水産部長のほうからされました。

この辺の確認でございますが、この菜種以外、いろんな作物がございますが、それに対する在来種という概念、これをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○農林水産部長（橋爪彰男） 在来種と帰化植物の違いといえますか、一般的に在来種については文字どおり海外から入ってきた種以外のものということになります。それ帰化植物と一般的にいうわけですが、帰化植物をいつからいつかということなんですが、海外の貿易が始まった江戸末期ごろ以降に日本に入ってきた外来の植物を一般的にそういうふうに言わせてもらっていますが、アブラナ科の野菜というふうに捉えて考えますと、例えばキャベツとか白菜などは帰化植物に当たるといことですが、ミズナとかカブなどは一部こういうものとして在来種と言えるものもあります。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） ありがとうございます。

そうすると、その区切りは江戸末期という理解でよろしいですか。

○農林水産部長（橋爪彰男） 特に法律で規定しているということではないんですが、一般的に江戸末期以降に入ってきたものを帰化植物というふうないうケースが多いということでございます。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） わかりました。全ての農作物が対象にならないということがここで確認をさせていただきました。

先ほどまでは、園芸植物、いわゆる農産物の野菜全てが対象外なのかとい

う思いをしておりましたので、ありがとうございました。

その中で、今、先ほど話に出ていました菜種でございますけれども、これが、水谷議員のほうからもお話がありましたように、実は国立環境研究所というのが毎年調査をしております、特に三重県で、鈴鹿川、内部川、それから雲出川、このあたりに既に遺伝子組み換えによってできた菜種が生息をしているという調査結果が出ております。

この話の中で、先ほど種子の管理をちゃんとやっているということで農業には関係ないというお話をされましたけれども、私は、ただいま説明した法律によって栽培できる農産物というのはたくさんあるのかなというふうに思っております。

特に風によって交配をするような植物、例えばトウモロコシであったり、あるいは稲であったり、このあたりの植物を生産する農家が出てきた場合、この栽培、生産に対して県としてはどういう対処をされようとしているのかお聞かせください。

○農林水産部長（橋爪彰男） 先ほど農作物については、基本的に種子とか種苗についてはそういう外来のものが入らないようなもので業者も含めて対応しているので基本的に心配ないんだというお話もさせていただきましたが、そうじゃなくて、やはり花が咲くころにほかからの飛んできた種とも交わるようなことというのも、確かに可能性はありますので、その点については、県としては農業改良普及センター等を通じまして、事前にそのような対応について技術的なアドバイスをさせていただきたいというふうに考えております。

〔25番 藤田宜三議員登壇〕

○25番（藤田宜三） ありがとうございました。

唯一規制する法律では農作物が対象になっていないということがわかりましたので、ぜひともこの問題について、今後検討いただきたい。

特に、先日、三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会委員と北海道へ行ってまいりました。北海道では遺伝子組み換えのされた植物につ

いての栽培について、一つの条例をつくっております。他県でも、神奈川県、新潟県が条例をつくっております。以外に7カ所でガイドラインをつくっておりますので、どうぞ、非常に、交雑という危険をはらんだ部分もございすので、その辺のところをぜひとも今後検討いただくように要望して質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本 勝） 同じく、水谷正美議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。30番 北川裕之議員。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） 議長のお許しをいただきましたので、水谷正美議員の県域を超える救急医療システムの確立について、関連質問をさせていただきたいと思います。

我が会派の代表と違って大変温厚だと自分は思っておりますが、めったにかみつきませんが今日はちょっとかみつかせていただきたいと思います。

三重県が今導入しようとしています搬送のための救急医療のシステムですけども、お話を伺うと、県内では二つのシステムが、今、できようとしていますよね。

伊勢、志摩、鳥羽、これについては、お話に出ませんでしたけれども、伊勢赤十字病院を中心にシステムを構築いただいていると。もう一つは、三重大学を中心に組んでいただいて、それを今、津、伊賀、名張で進めようと、こういう話になっているんだろうというふうに思います。

先に医療対策局長にお聞きをしたいのは、これ、相互の互換性というか、乗り入れというのが可能なのかどうかというのを一番初めに確認しておきたいと思うんです。これは将来的なことも含めて乗り入れが可能かどうかというのを確認させてもらいたいと思います。

もしそれが、乗り入れができない、難しいということであれば、私は早い段階で、このシステムの統一化というか、やっぱり県内は同一のシステムにするべきだというふうに思っています。

他県でも今、たくさん同時に導入が進んでいますが、こんな分かれるよう

なケースがほかの県であるのでしょうか。私、ちょっと聞いていないんですけども、なぜ初めに統一してシステムを構築しようという発想、考え方がなかったのか、そこのところ、私は非常に疑問に思っています。

用途が若干違うというお話を言われました。でも、患者の状況の把握というのは、それは20も30も、幾つかたくさん項目があったとしても、それは、使う、使わないは、また現場やエリアで切り分ければいいわけですから、聞いている中で私、別に乗り入れができないものではないんじゃないかなというふうに感じています。

このことについてこだわらせていただくのは2点あります。

一つは、やっぱり、この救急搬送、特に二次、三次となると、今、盛んに重要だと言われているのは救急の広域連携です。例えば、地元名張でも輪番をやっていますけれども、伊賀地域で、この中でできなければ、受け入れが困難であれば、津にお世話になったり四日市にお世話になったり桑名にお世話になったりしています。

こういうことを考えると、当然、県内は同一システムであるべきだというふうには私は思っています。

南部は三つの市がそこで固まるようですけども、じゃ、そこから南の東紀州はどうなるんだと。三次のドクターヘリ関係もありますし、もっと言うならば、いわゆる災害医療、これを考えたときに、このシステムがばらばらであるということは非常に私は問題だというふうに思っています。ここはぜひ統一すべきだというふうに考えます。

それから、もう1点は、佐賀県にお聞きしに行ったときに、確かに搬送時間の短縮という効果はあるけれども、それよりも大きなメリットはデータの分析だと。つまりは、どういう地域はどういう症例が多いとか、あるいはこういう点が地域としてウイークポイントがあるだとか、いろんなことを分析して、それに対して限られた医療資源を移動させていく、そこに使っていく、こういうことができるんだということですから、ましてや今、御承知のとおり、国は医療制度を変えていこうということで、県に地域医療ビジョンを策

定させようとしていますよね。

このベースになるのは当然ながら、県民のいろんな医療にかかわる情報ですよ。こういうことをベースにビジョンをつくっていくわけですから、そういう意味でもこのシステムがばらばらなままというのは、私は非常に、もったいないというか、あるべき話ではないなというふうに強く感じています。

それと、予算の関係も、地域医療再生基金を投入するということですが、これも、これについては初期的な部分について投入をしていくと。ランニングについてはなかなか、当然、基金は限りがありますから難しいというお話も聞いています。

これは、この分かれていった背景の中には、もう一つはやっぱり予算の対応の問題があると思うんですね。

県が今やろうとしているのは、恐らく6000万円ぐらいの全体の事業費としてかかるように聞いているんですけども、佐賀県は、私が聞かせていただいた資料、いただいた資料では、2700万円でこれを運営しているというお話でした。多分二十数都道府県が、今、導入をしようといういろいろ調査しているわけですから、この辺の他県の情報っていうのは事業費やシステムの条件も含めて十分リサーチをいただいているんだろうかというところも懸念を持っています。

その点について、まとめて医療対策局長のほうからお答えいただきたいと思えます。

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 議員からお話いただきましたとおり、今回の事業につきましては、三重大学の医学部附属病院と、それから、伊勢赤十字病院、両病院、救命救急センターでありまして、こちらから御提案をいただいて進めてきたところです。地域医療再生計画の中に位置づけてM I E－N E T構築事業ということで進めてきました。

実際に二つの提案がございまして、私どもも、一本化というか、調整がうまくできないかなという検討も関係者と一緒やってきたところですが、実は、やはり非常にシステム的には今の時点では難しいというお話は

聞きました。

そんな中で、県内の医療機関の状況、一つはやはり搬送先医療機関が複数あって選定に時間がかかる地域、それから、医療機関は限定的ですけれども地理的な理由で医療機関までの搬送時間がかかるというような、それぞれの地域の実情が異なっておりましたので、コスト負担のことも考慮しながら地域の実情に応じた二つの仕組みでまずはモデル的に運用していこうとしたところでございますので、これから運用状況をももちろん検証して他県域も展開していくということも考えておりますし、効果的な運用方法を検討していきたいと思っております。

それと、先進事例なり情報収集ですけれども、国のほうももちろん全体的な収集をしております、他県では全県域なところ、あるいは一部地域でやっておるところとか、いろいろその仕組みも差がありますので、そういった情報収集も一つ、それから、国や医療機関、それから民間事業者からも今回のシステム構築に当たっては聞き取りしたりしてきましたので、今後も情報収集をしっかりとやりながら、他県の効果とか参考にしながら運用していくようにやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） このシステムについて、私、やっぱり重要性の認識がちょっと甘いのではないかなというふうに思っています。

先ほど申し上げたように、やっぱり広域的な救急医療体制の連携だとか、それから災害時の対応、これからビジョンを策定するに当たっての情報収集という面で、これは非常に有益なシステムになるはずです。

そういう意味で、これはやっぱり県がしっかりとイニシアチブをとってあるべき姿をきちんと描いて、そして、その方向に向けて事業を進めていくということをやすべきだと思えます。

この情報は、病院とか医療機関の情報ではなくて、これは県民のための情報ですよ、県民の財産ですよ。それはやっぱり有益に使う方向というのはき

ちんと私は考えるべきだと思いますが、知事、御所見がありましたらお願い
します。

○議長（山本 勝） 簡潔にお願いします。

○知事（鈴木英敬） 今回、地域の実情に合わせてモデル事業をやることになり
ますが、議員御指摘のとおり、検証、フォローアップ、今後の展開につい
ては県がしっかりと責任を持って進めます。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） よろしくお願ひ申し上げます。以上で終わります。（拍
手）

○議長（山本 勝） 次に、小野欽市議員の質問に対する関連質問の通告があ
りますので、これを許します。36番 中森博文議員。

〔36番 中森博文議員登壇〕

○36番（中森博文） 議長のお許しをいただきましたので、小野欽市議員の質
問に対する関連質問をさせていただきます。

小野議員の質問の中で、公共事業に関しましての御質問がございました。

今のこの景気、経済情勢、人手不足などを考えまして、公共事業に対
する契約が非常に難しい局面に来ている、また、人手不足によります単価の
変更を余儀なくしているという状況を質問し答弁もされました。

私もここで気になるのは、こういうときこそ公共事業に対しまして、しっ
かりと責任を持った行政として責任を持たなくてはいけないのかなと、こん
なふうを感じているところでございます。

かねてより公共事業かなと思うところがあるのが、福祉関係施設、特養で
あったり介護施設であったりというのが、民間の方々が主導で積極的に地域
で公的な施設として位置づけて、国、県のいろんな御指導を受けながら進め
られているという現実があります。このことに関しましても、公共事業とし
ての一環になるのかなと、またそれは別なのかなというのがちょっと前々か
ら気になっているところでございまして、まさにこの次に、契約期間も含め
まして、やはり現場では戸惑いがあったり不安があるという現状を踏まえて、

福祉関係施設が公共事業の範疇に入るのか、また、その行政主導と言われる内容の中に、契約期間の設定であったり単価の見直しも含めた公共事業が、先ほど答弁されたことも含めて、それに準じた御指導をしていくのかなど、こういうことについて、ちょっと確認をさせていただきます。

○**県土整備部長（土井英尚）** 公共事業の定義というので、非常に難しい、観点がいろいろあります、難しいんですが、小野議員のお答えの範疇、特に入札契約制度の範疇においては基本的に、例えば国が発注する工事は国、県が発注する工事は県という発注機関ごとにその制度を定めるということになっています。

そういう意味から言うと、民間で福祉施設、関係施設をやる場合においては、その民間の方の考え方ということで、今、公共事業の範疇、この制度が適用される範疇に入るかということでは入らないと考えております。

〔36番 中森博文議員登壇〕

○**36番（中森博文）** そういう答弁の場合を想定して少し、それは今回のこの景気に関係なしにということですので、そうするならば、平素から普通の契約行為であったり、設計段階から県が当該工事に関する設計の内容であったり、また、発注の内容であったり、契約の方法であったり、契約期間であったり、そして、最終の変更契約であったり、そういうことについて一定の、現場では県の影響を非常に受けると、非常に弱い立場からすると県の御指導どおりせざるを得ないということが現場の意見でありました。

特に契約期間につきましては、普通でしたら、一般的な工事ですと、前年度設計の、翌年度、日程を受けて本工事契約というのがあったり、年度内契約が難しければ債務負担行為であったり、また、国債利用であったりというような、いろんな手法があるんですが、おおむね単年度事業で、無理やりとは言いませんけれども、押し込めた設計、押し込めた契約内容となって、やむを得ず繰り越しを余儀なくされると、こんな現場が多数あるというふうに聞いております。

特に、この時代、今の現状になりますと、特に資材不足であったり人件費

等々の問題があつて、さらにこれが大きく波及というか、影響が大きいのではないかなど、このように心配をするところでございます。

ということもありまして、県が関与していることにつきましては十分その辺についても注意をさせていただきながら、協議に応じていただいたり、特別な行政指導に対するプレッシャーを与えないようにしていただければなど、このように思っているところでございます。

一つ、ある団体から聞いた話によりますと、図面がないと判定ができませんので、図面は設計事務所さんに協力していただかなくてははいけませんけれども、発注段階では設計を発注してはいけませんので、オーケーでないと設計を発注してはいけませんよと、こんなことが実態であります。

そうすると、仮契約で、何か口頭で、図面を描いて正式には後ほどまた改めて契約を求められると、こんな実態もあるということも聞いております。

そうすることによって、公明正大な、そういう発注が逆に難しくするということがありますので、その辺、十分配慮した、注意をしていただければなど、このように思っているところでございます。

そして、また、もう1点公共事業の中の一環と私は思っているんですけども、土木工事や建築工事などは県内業者優先についての平素の取組をしていただいております。

地域限定型であったり、地域の仕事ですので地域の方に仕事をしてもらうというのは当然必要であるわけなんですけれども、例えばいろんな公共工事の中には、メンテナンス業や、いろんなそういうようなことも含めて公共事業の中の仕事であります。

その中の県内事業に対する発注について、入札段階では、競争入札の参加資格では三重県にある本店または支店等と、こうなっておりまして、落札段階で初めて書類を出してくださいと、こんなことで、実際には県外からたくさんのお札があるというふうにも聞いておりまして、こういうことが、三重県内業者を優先するならば、初めから三重県内業者であることのあかしを確かめた上でお札させるようにしたほうがより現実的ではないかなど、このよ

うに思いますが、契約上、添付していただいている書類についての、どういう書類を県内業者として位置づけされているか、あかしの確認をさせていただきます。

○**県土整備部長（土井英尚）** 入札に関しましては、最初に参加条件ということで、県内企業とか、どこどこの地域に本社があるとか、そういう限定をさせていただいて、最終的に、一番最初に提出があった、その資料のもとに、そこに所在地が書いてあります、例えば指名登録のところの所在地、そういうので確認をさせていただいているところでございます。

〔36番 中森博文議員登壇〕

○**36番（中森博文）** 書類上は所在地であったり、例えば発注仕様書を見ますと、納税を証明するためには、私の手元にある資料では、例えば納税証明書については未納税額がない証明書を求めたりするということがあります。

未納税額がない証明書なんていうのは県外業者でも当然証明がされますので、本当に県内業者を確定するためには、単なる住所の名前だとか、それだけでは実体がない営業所が県内業者として参加できるという実態があるということと、そういうおそれが大きくなると。

やはり、本来、地域で御活躍している方に参加していただく、実態をやはり契約上の方面からいろんなのを調べていただいて、本当にその契約される相手方が県内業者かどうかというのが、実態がそういう県内業者であるようなことを確認していただきながら、本来の県内業者優先にさせていただきように、今後とも十分気をつけていただきたいと、このように要望させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○**議長（山本 勝）** 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

追 加 議 案 の 上 程

○**議長（山本 勝）** 日程第2、議案第103号から議案第121号まで並びに議提議案第1号を一括して議題といたします。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

議 案 付 託

○議長（山本 勝） お諮りいたします。本件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認めます。よって、本件は、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件 名
議提 1	三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
1 0 3	平成 2 5 年度三重県一般会計補正予算（第 8 号）
1 0 4	平成 2 5 年度三重県債管理特別会計補正予算（第 2 号）
1 0 5	平成 2 5 年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）
1 0 6	平成 2 5 年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第 3 号）
1 0 7	平成 2 5 年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第 2 号）
1 0 8	平成 2 5 年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
1 0 9	平成 2 5 年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

1 1 0	平成 2 5 年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）
1 1 1	平成 2 5 年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第 2 号）
1 1 2	平成 2 5 年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
1 1 3	平成 2 5 年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
1 1 4	平成 2 5 年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 2 号）
1 1 5	平成 2 5 年度三重県水道事業会計補正予算（第 3 号）
1 1 6	平成 2 5 年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）
1 1 7	平成 2 5 年度三重県電気事業会計補正予算（第 3 号）
1 1 8	平成 2 5 年度三重県病院事業会計補正予算（第 4 号）
1 1 9	防災関係建設事業に対する市町の負担について
1 2 0	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
1 2 1	土木関係建設事業に対する市町の負担について

○議長（山本 勝） これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（山本 勝） お諮りいたします。明 6 日から 18 日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認め、明 6 日から 18 日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

3 月 19 日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（山本 勝） 本日はこれをもって散会いたします。
午後 3 時42分散会